資料編

1　第 3 期大津市人口ビジョン

（1）第 3 期大津市人口ビジョンについて

①　目的

第 3 期大津市人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」（以下「国の長期ビジョン」という。）の趣旨を踏まえ、本市における人口の現状分析を行い、今後持続的なまちづくりを進めていくための目指すべきまちの将来の姿を見据え、本市の人口について将来展望を示すものです。

本市では、平成 27 年度（2015）に第 1 期大津市人口ビジョンを策定し、令和 2 年（2020）に第 2 期大津市人口ビジョンへの見直しを実施しましたが、その後の人口変化に合わせて、今回第 3 期大津市人口ビジョンとして改訂を行うものです。

②　位置付け

第 3 期大津市人口ビジョンは、市の最上位計画である「大津市総合計画」の基礎となるものです。

③　対象期間

第 3 期大津市人口ビジョンの計画目標期間は、令和 7 年（2025）から、国の長期ビジョンの期間である令和 42 年（2060）とします。

④　第 2 期大津市人口ビジョンの検証

第 2 期大津市人口ビジョンでは、「人口減少に歯止めをかける」、「人口減少に備える社会をつくる」という基本姿勢の下、第 2 期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）において基本目標を設定し、各施策の取組を進めました。総合戦略の対象期間における本市の人口は、自然動態は減少しているものの、転入超過により、全体としては横ばい傾向にあり、特に 0～9 歳と 30～39 歳の転入超過が大きくなっています。

しかし、全人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は、令和 2 年（2020）4 月 1 日には 26.94%であったものが、令和 6 年（2024）4 月 1 日には 27.77%になっており、今後より一層、高齢化が進んでいくことから、引き続き、本市への転入促進を行うとともに、高齢者の暮らしや社会参画を支える取組を推進していく必要があります。

（2）国の長期ビジョンについて

① 長期ビジョンの趣旨

「国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060 年に 1 億人程度の人口を確保する。」

② 人口問題をめぐる現状と見通し

1） 人口減少の現状と見通し

日本の総人口は、平成 20 年（2008）をピークに減少局面に入り、今後加速度的に人口減少スピードが高まっていくと推計されています。

地域ごとに人口動向は異なりますが、平成 27 年（2015）から令和 27 年（2045）までの間で、東京都区部は 5%の人口増加、中核市・施行時特例市の多くは 14%の人口減少となるのに対して、人口 5 万人以下の市町村は 34%減、過疎地域の市町村では 47%減と、急速な人口減少が見込まれています。

また、出生数・出生率の低迷により、若い世代の人口が減少している一方、総人口に占める高齢者世代の割合が増加してきており、人口減少は必然的に高齢化を伴うことになります。

2） 東京圏への一極集中の現状と見通し

地方からの東京圏への人口集中が加速傾向にあることが指摘されており、特に若い世代の東京圏への人口流入が顕著となっています。

東京圏を始めとする大都市圏においては、高齢者数は急増しており、このまま高齢化が進行すると、医療・介護需給が逼迫する可能性が指摘されています。加えて東京圏は、通勤時間、家賃等の居住に係るコストにおいて、地方に比べデメリットを有しています。また、過度な東京圏への一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスクも高まっています。

③ 人口減少問題に取り組む意義

1） 人口減少に対する危機感の高まり

民間調査会社が平成 31 年(2019)に実施した調査[1]によると、人口減少を実感していると回答した者は回答者全体の約 4 割でしたが、人口 5 万人未満の都市における回答者では、約 3 分の 2 が人口減少を実感していると回答しています。地域差はあるものの、人口減少に対する意識や危機感は、国民の間で高まっています。

2） 人口減少が地域経済社会に与える影響

総人口の減少と高齢化によって「働き手」の減少が生じると、日本全体の経済規模を縮小させるとともに、一人当たりの国民所得も低下させるおそれがあります。

地方においては、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ります。

都市においても、人口が減少すると、都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、第 3 次産業を中心に、都市機能の低下が生じるおそれがあります。

3） 人口減少に早急に対応すべき必要性

人口減少に歯止めをかけるには長い期間を要しますが、人口減少対策が早く講じられ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きいものとなります。

出生率の向上が 5 年遅れるごとに、将来の定常人口は概ね 300 万人ずつ減少することになるとの試算もされており、人口減少は早急に対応すべき課題です。

4） 国民の希望とその実現

■ 結婚・出産・子育てに関する希望

社人研「出生動向基本調査」(第 15 回、平成 27 年(2015))では、結婚を希望する者の割合、予定子ども数及び希望子ども数は、地域によってある程度の違いはあるものの、大都市部で顕著に低いといった状況はみられません。しかしながら、出生率は地域によって異なっており、中には国民希望出生率よりも高い出生率を実現している地域もありますが、多くの地域では結婚・出産・子育てに関する国民の希望が十分に実現されていないと考えられます。

■ 地方への移住に関する国民の希望

地方への移住に関する国民の関心や希望は高い水準にあると考えられます。内閣官房まち・ひと・しごと・創生本部事務局が実施した「東京在住者の今後の暮らしに関する意向調査」(平成 30 年(2018))において、移住を考える上で重視する点として、地方の雇用や日常生活の利便性などが挙げられていることから、こうした点を考慮して、地方への移住に関する国民の希望を実現し、地方への新しいひとの流れをつくることが重要です。

---

[1] 株式会社インテージリサーチ「地方創生と人口減少に関する意識調査」(2019 年)

④ 長期的な展望

「将来にわたって、過度な一極集中のない活力ある地域社会を維持する」

■ 人口の長期的展望

我が国において人口減少に歯止めをかけるためには、特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図る必要があります。

既に高齢者数がピークを迎えている地方は、東京圏など大都市圏に比べ、人口流出の歯止めと出生率の改善によって、人口構造が若返る余地が大きいとされています。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

○ 社人研の推計(注1)によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
○ 仮に合計特殊出生率が上昇(注2)すると、2060年は約1億人の人口を確保。
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
○ 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。

我が国の人口の推移と長期的な見通し

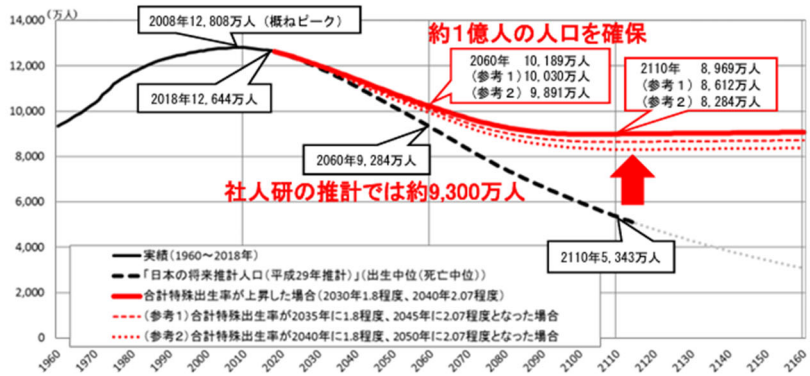

（注1） 社人研「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」出生中位（死亡中位）
（注2） 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
（注3） 実績（2018 年までの人口）は、総務局「国勢調査」等による（各年 10 月1日現在の人口）。2115～2160 年の点線は社人研の 2110 年までの過程等ももとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

【出典】内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）」

図 2.1 我が国の人口の推移と長期的な見通し

■ 地域経済社会の展望

人口構造の若返りにより、若い世代の「働き手」が経済成長の原動力になるとともに、高齢者等を支える「働き手」の一人当たり負担が低下していく「人口ボーナス」も期待できます。さらに、高齢者が健康な状況を保ち、経済社会に参加することができる「健康寿命」が伸び、高齢期もできる限り就労する「健康長寿社会」が到来すれば、高齢者の更なる労働力の確保が期待できます。このように、人口減少に歯止めがかかり、「健康寿命」が延伸することは地域経済社会に好影響を与えることになります。

今後は、全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、各地域が独自性を生かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となります。そのためには、自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を活用するとともに、外部との積極的なつながりを持つことで、地域内経済循環の実現に取り組んでいくことが重要です。

人口減少はその歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれています。そのため、人口減少の緩和だけでなく、今後の人口減少に適応した地域をつくる必要があります。

（3）本市の人口等の現状分析

① 人口の動向

1） 人口の推移

- 本市の人口は昭和 15 年(1940)以降増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

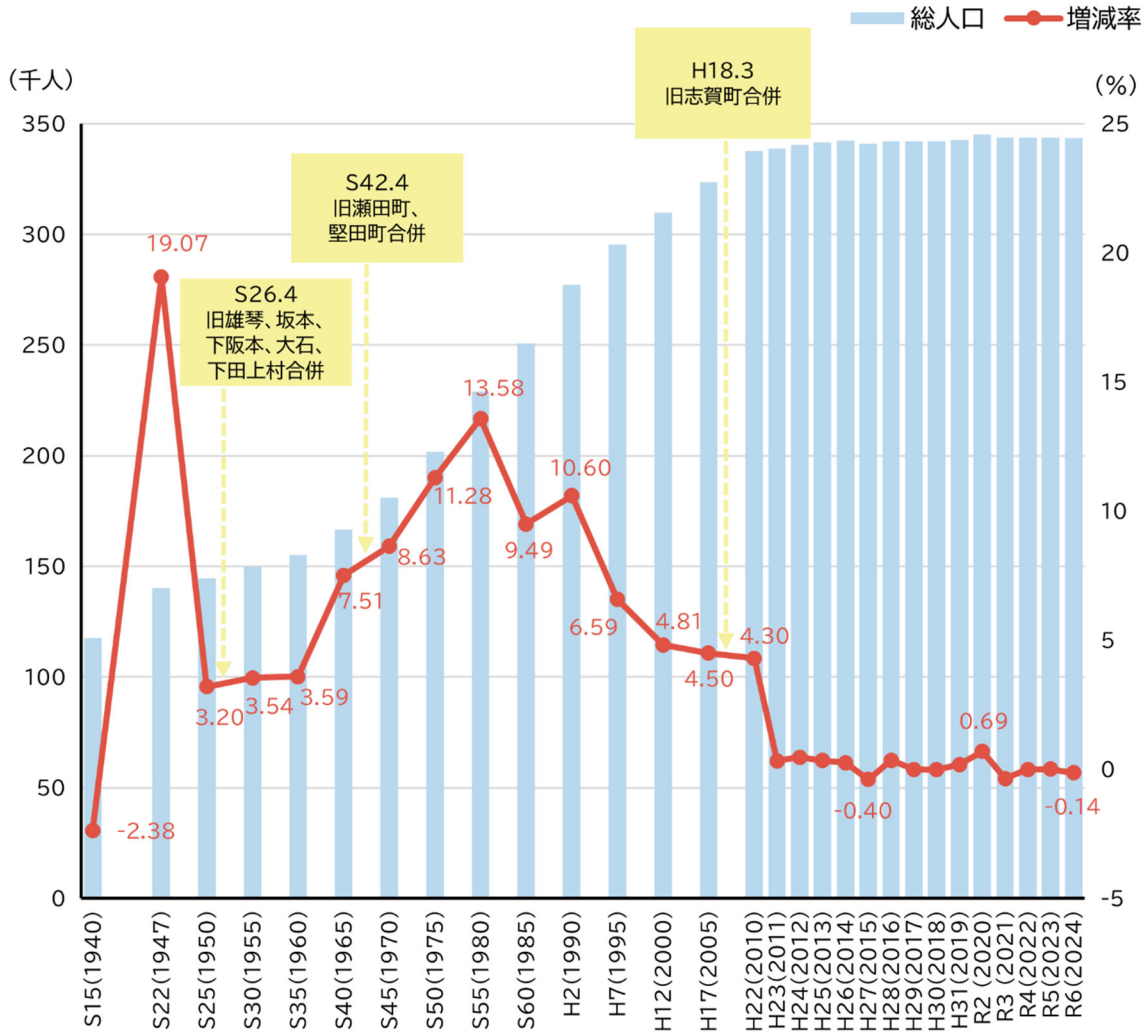

【出典】総務省「国勢調査」、大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

注)人口は、現大津市域に直したもの(出典:「統計おおつ」)

図 3.1 総人口の推移

2） 年齢構成

■ 年齢 3 区分別人口

- 令和 2 年(2020)の年齢 3 区分別人口は、年少人口 45 千人(13.53%)、生産年齢人口 200 千人(59.53%)、老年人口 90 千人(26.94%)で、老年人口が年少人口を上回っています。
- 年少人口は微減傾向、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

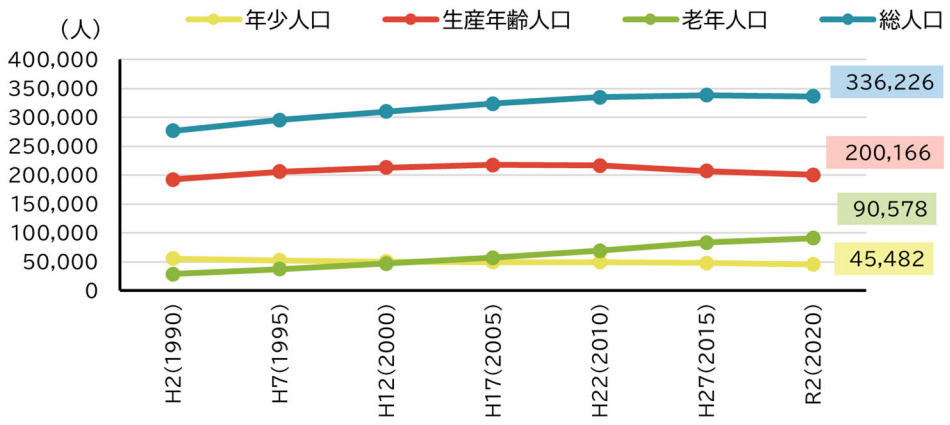

【出典】総務省「国勢調査」
注1)総数には年齢不詳を含む
2)旧志賀町を含む

図 3.2 年齢 3 区分別人口の推移

3） 世帯

■ 世帯数、世帯人員

- 令和２年(2020)の本市の世帯数は 146,088 世帯であり、増加傾向にあります。
- 一方、世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 12 年(2000)には 3.0 を下回り、令和 2 年(2020)には 2.32 となっています。
- 令和２年(2020)の世帯当たり人員(2.32)は全国(2.21)よりは多いものの、滋賀県(2.44)を下回っています。

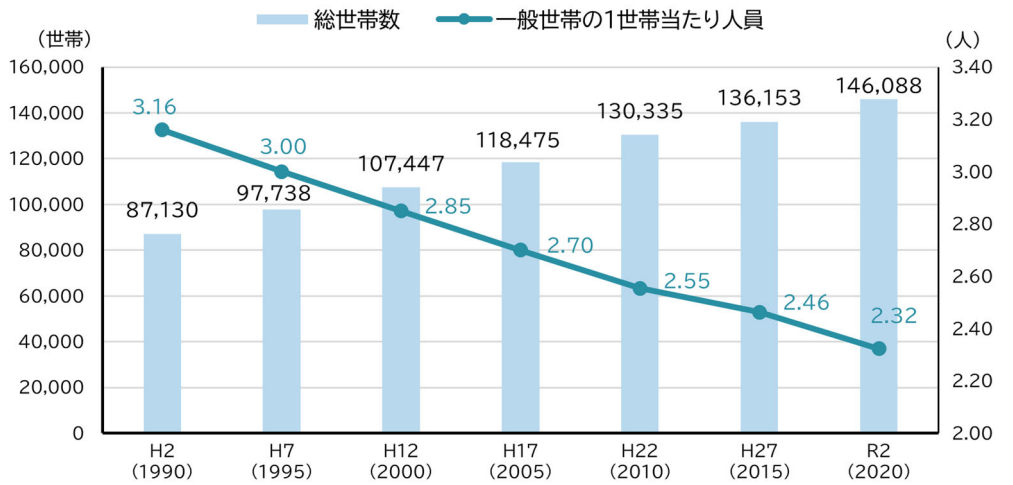

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.3 総世帯数及び世帯当たり人員の推移

■ 家族構成別世帯比率の推移

- 家族構成別世帯比率をみると、夫婦と子の世帯の比率が減少傾向にある一方で、単独世帯及び夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。
- ひとり親と子の世帯も微増傾向にあります。

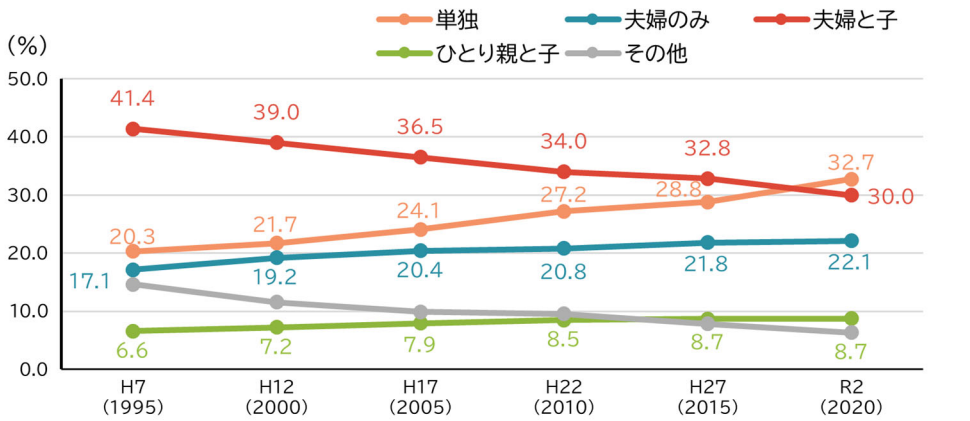

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.4 家族構成別世帯(一般世帯)の推移

4） 外国人住民人口

■ 外国人住民の推移

- 外国人住民人口は増加傾向にあり、令和 3 年(2021)、令和 4 年(2022)は一旦、減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等と考えられ、令和 5 年(2023)には 5,001 人と再び増加しています。
- 国籍は、韓国・朝鮮が最も多く、次に中国、ベトナムと東・東南アジア圏が多くなっています。
- 総人口に占める外国人の割合は、全国や滋賀県と比べ、本市では緩やかに増加しています。

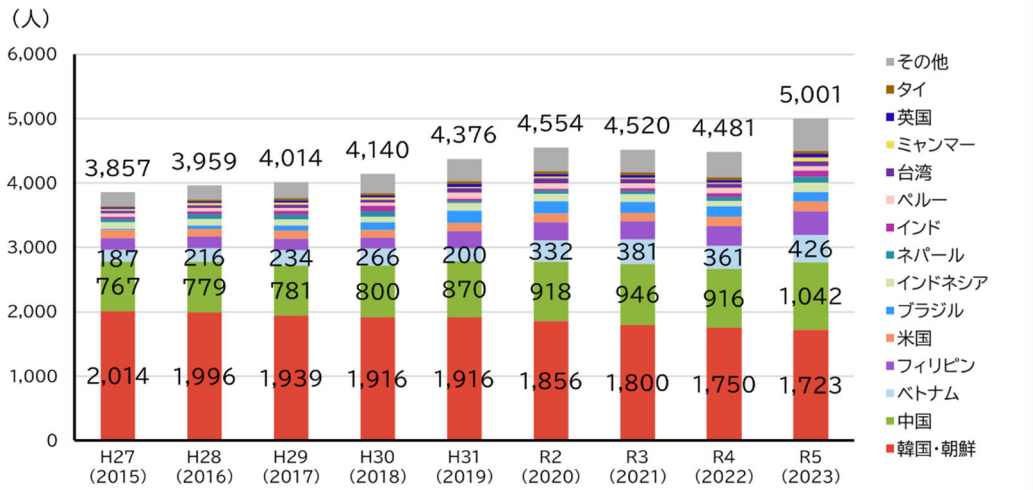

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 4 月 1 日現在)

図 3.5 外国人住民国籍別人口の推移

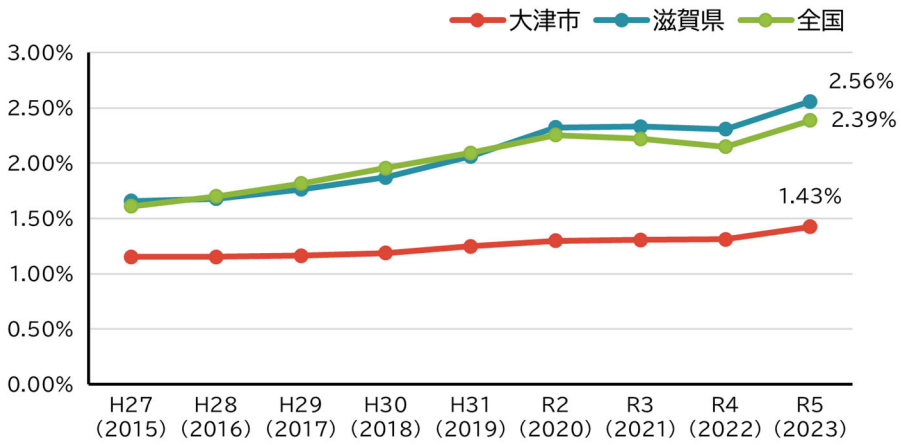

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年 1 月 1 日現在)

図 3.6 全人口に占める外国人の割合

5） 地域別人口

■ 地域別人口の分布

- 堅田、滋賀、平野、晴嵐、瀬田北等の JR 駅近隣の学区において人口集積が多い状況にあります。
- 葛川や伊香立、仰木、山中比叡平、上田上等、山間部の学区は人口集積が少ない状況にあります。

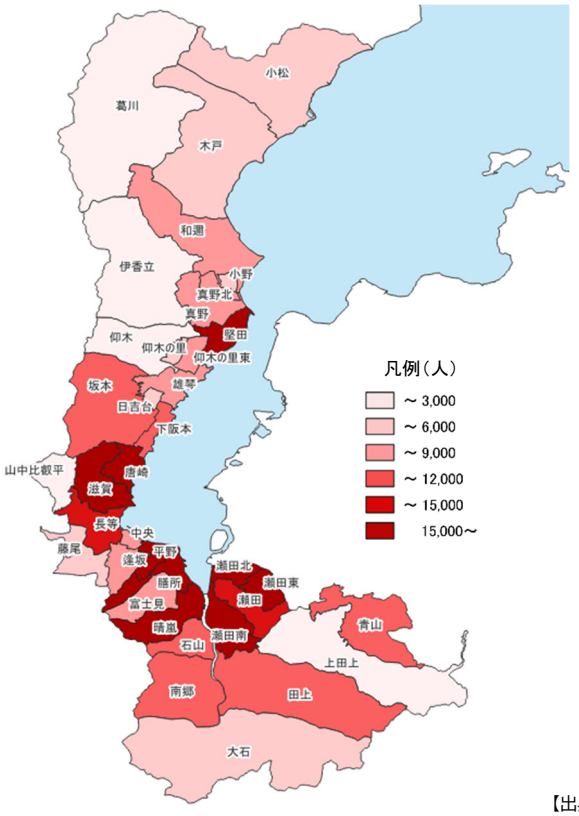

【出典】大津市「住民基本台帳人口」（3 月 31 日現在）

図 3.7 学区別人口分布（令和 6 年）

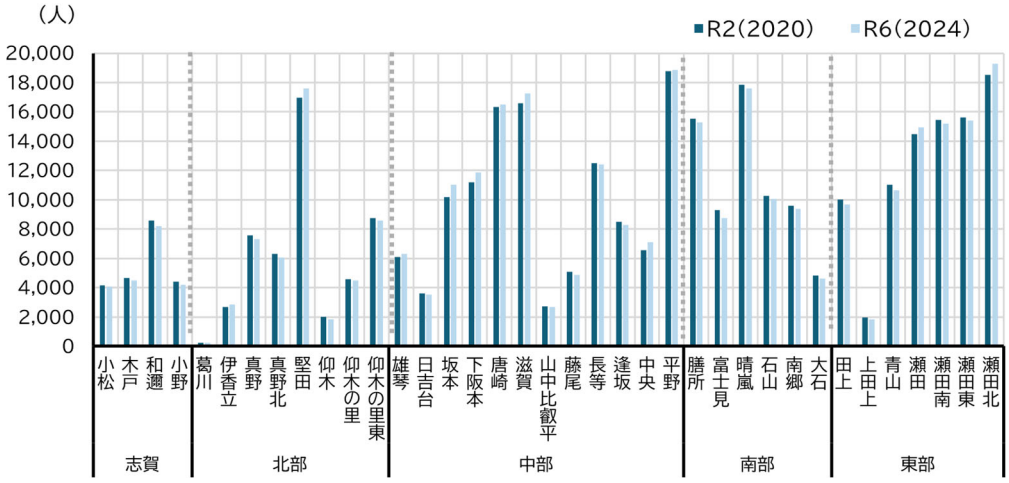

【出典】大津市「住民基本台帳人口」（各年 3 月 31 日現在）

図 3.8 学区別人口

■ 地域別人口の推移

- 過去 10 年間の地域別人口の推移をみると、増加割合が大きい学区は中央、伊香立、下阪本、瀬田北、坂本と続き、一方で減少割合が大きい学区は仰木、上田上、葛川、真野北、田上となっています。
- 志賀地域及び南部地域の学区では全体として人口が減少傾向にあるのに対し、北部地域及び中部地域、東部地域の学区は横ばいあるいは増加傾向にある学区が多くあります。

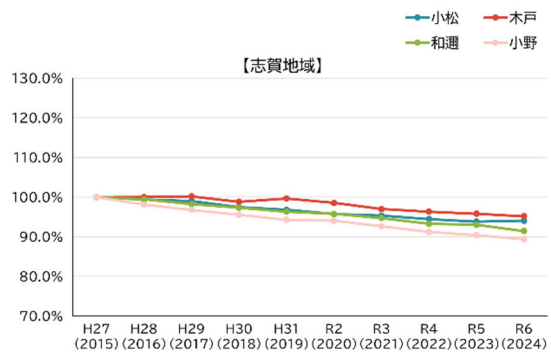

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

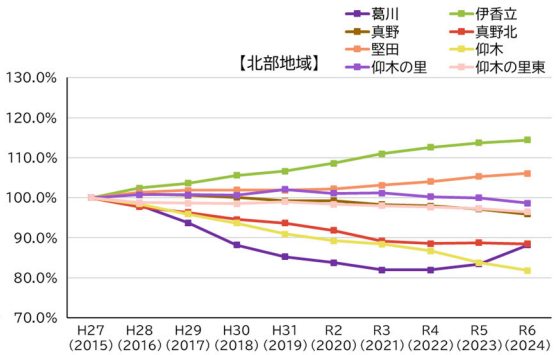

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

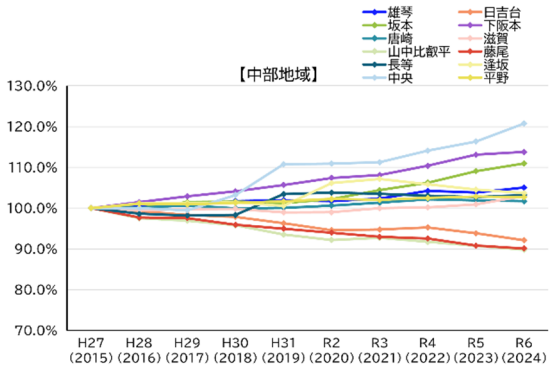

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

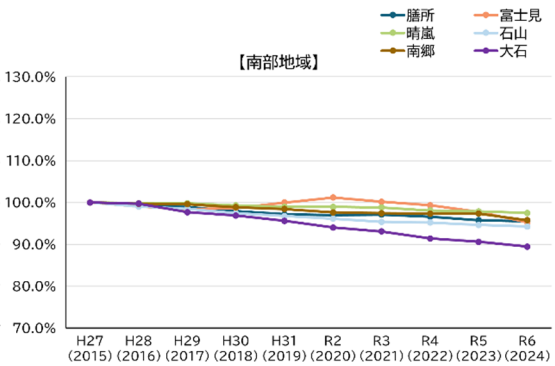

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

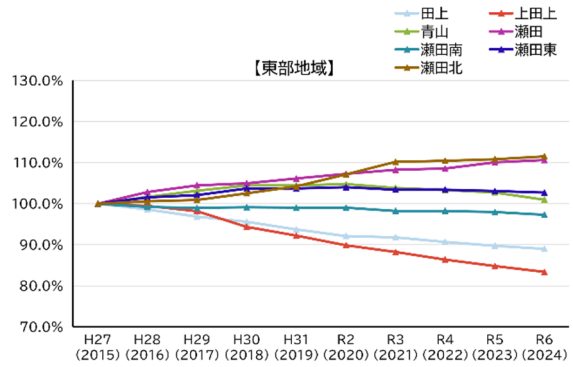

【出典】大津市「住民基本台帳人口」(各年 3 月 31 日現在)

図 3.9 地域別人口の推移

② 人口移動の要因

1） 自然動態と社会動態

- 平成 27 年(2015)にはそれまでプラスであった社会増減がマイナスに転じましたが、平成 28 年(2016)以降は再びプラスになりました。
- しかし、自然増減が平成 28 年(2016)以降、マイナスに転じたことから、総人口増減は伸び悩みがみられます。

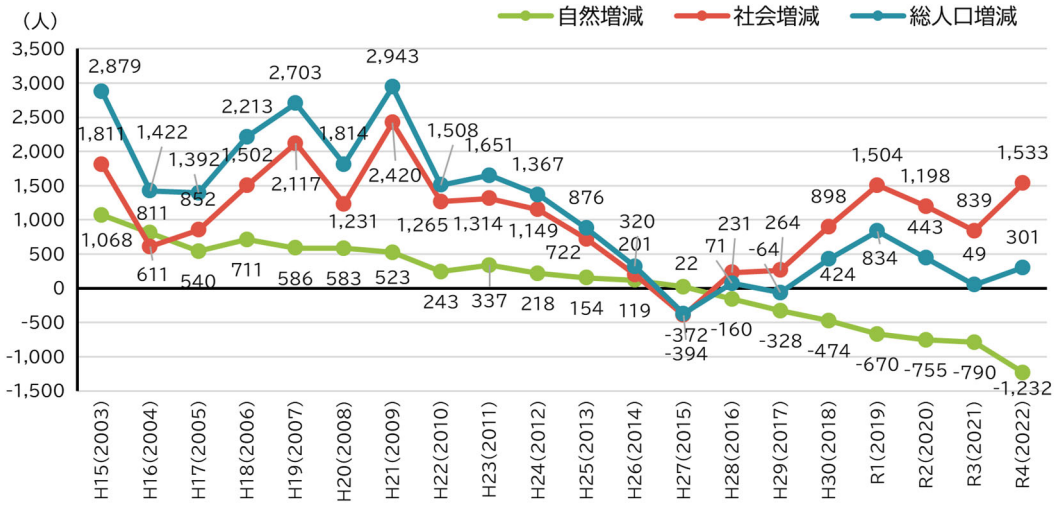

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」RESAS より
※2012 年までは年度、2013 年以降は年次。2011年までは日本人のみ、2012 年以降は外国人を含む数字。転出入以外の社会増減は含まず。

図 3.10 総人口増減・自然増減・社会増減の推移

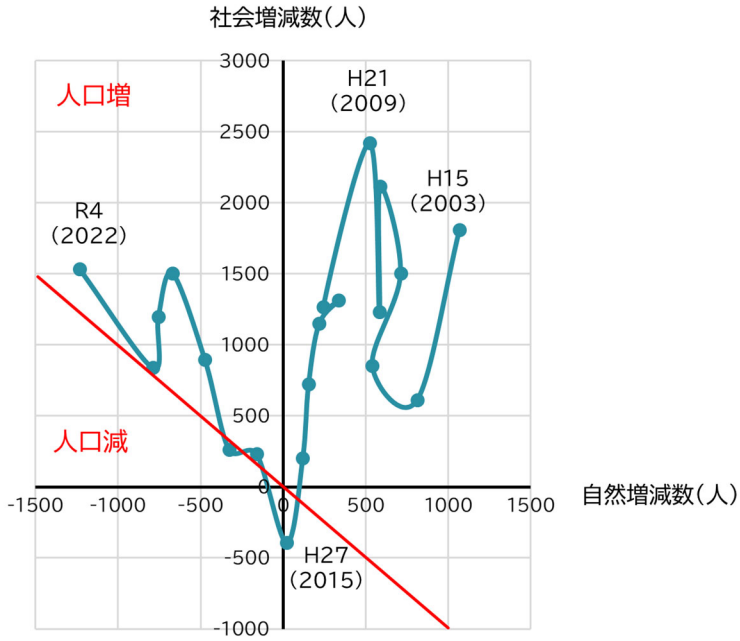

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」RESAS より
※2012 年までは年度、2013 年以降は年次。2011年までは日本人のみ、2012 年以降は外国人を含む数字。転出入以外の社会増減は含まず。

図 3.11 自然増減・社会増減の推移

2） 自然動態

■ 出生・死亡数

- 近年、出生数が減少傾向となっているのに対して死亡数は増加傾向で、平成 28 年(2016)には死亡数が出生数を上回り、自然減となりました。今後もこの傾向が続くことが予想されます。

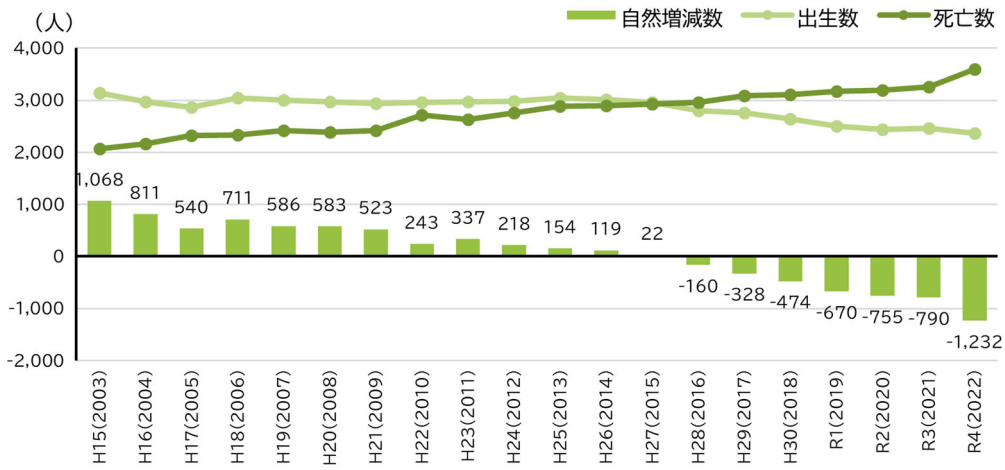

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」RESAS より
※2012 年までは年度、2013 年以降は年次。2011年までは日本人のみ、2012 年以降は外国人を含む数字。転出入以外の社会増減は含まず。

図 3.12 出生・死亡数の推移

■ 合計特殊出生率

- 本市の合計特殊出生率は、平成 25 年(2013)以降横ばいとなっていましたが、近年減少傾向となり、令和 4 年(2022)には 1.35 となっています。

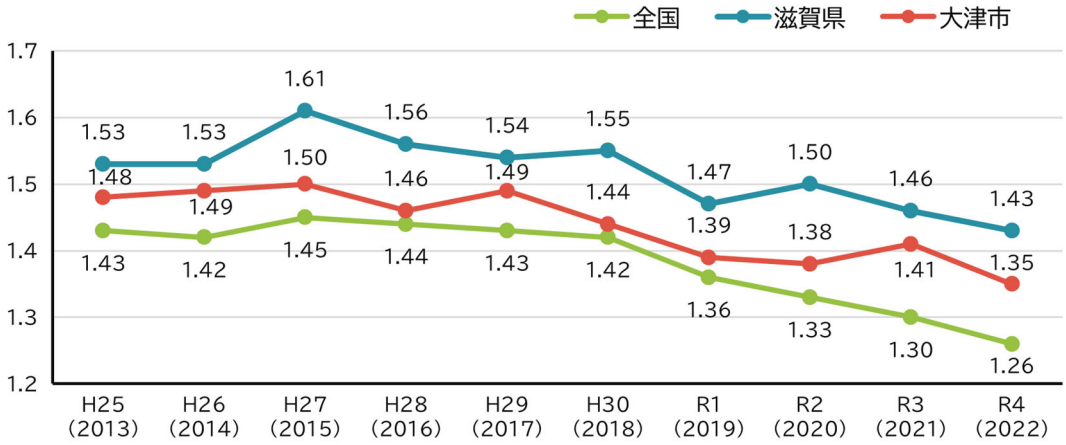

【出典】厚生労働省「人口動態統計」、滋賀県「人口統計季報」、大津市「おおつかがやきプラン資料編」及び市データ

図 3.13 合計特殊出生率の推移

■ 婚姻件数・婚姻割合

- 婚姻件数及び婚姻率は、令和元年(2019)に微増したものの、それ以降減少に転じています。
- 20～44 歳未婚率(20～44歳の人口のうち未婚の割合)は、男性の方が女性よりも高い状況にあります。また、20～44 歳女性の人口は、平成 22 年(2010)をピークに減少傾向にあります。
- 全国的に、男女の初婚年齢と女性の出産時の年齢は、年々上昇しています。

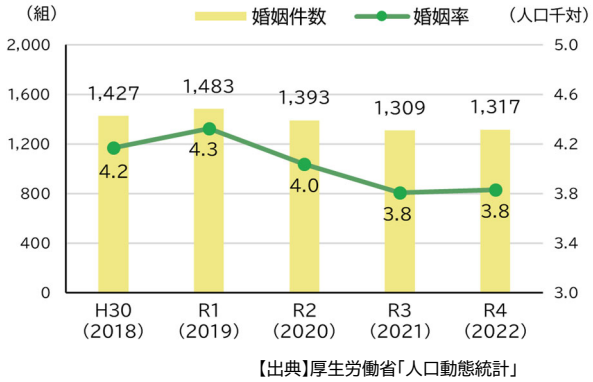

図 3.14　婚姻件数・婚姻率の推移

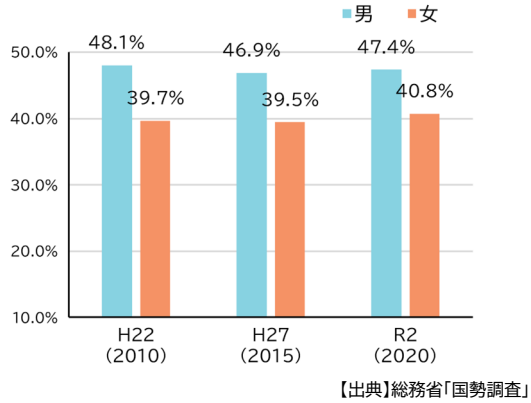

図 3.15　20～44 歳未婚率の推移

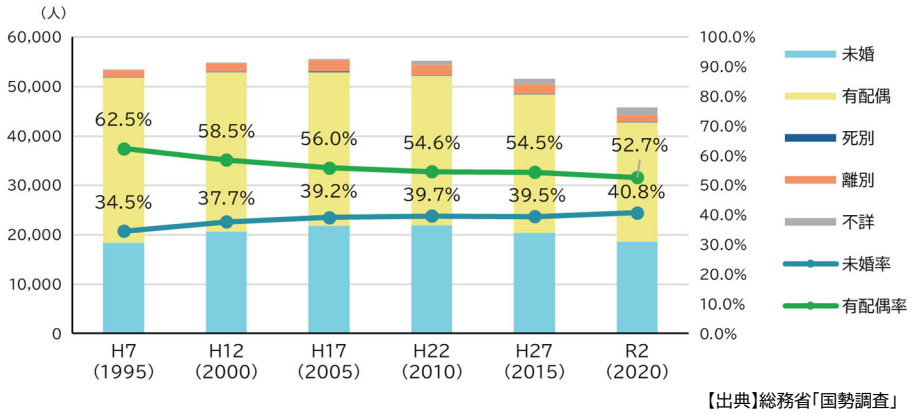

図 3.16　20～44 歳女性人口の推移

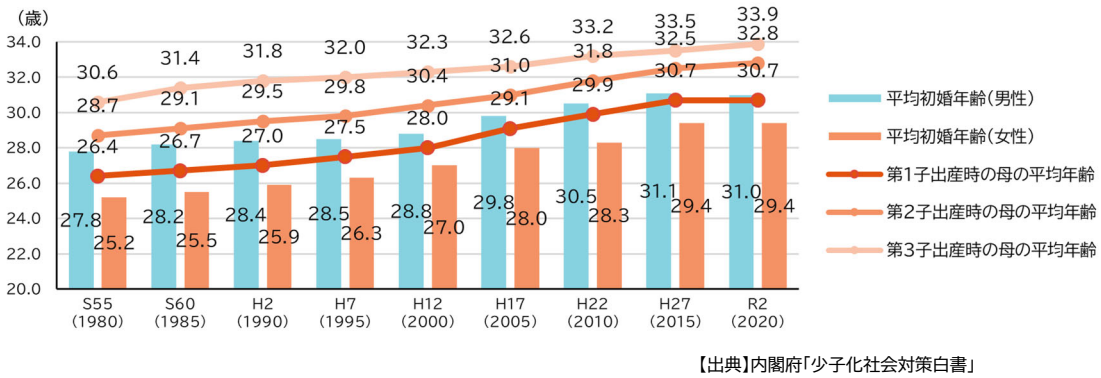

図 3.17　初婚年齢と出産時の年齢の推移(全国)

3） 社会動態

■ 転入・転出数

- 平成 26 年(2014)までは、転入数が転出数を上回り転入超過にありましたが、平成 27 年(2015)に転出数が転入数を上回り、初めて転出超過となりました。しかし、平成 28 年(2016)以降は、再び転入超過の傾向となっています。

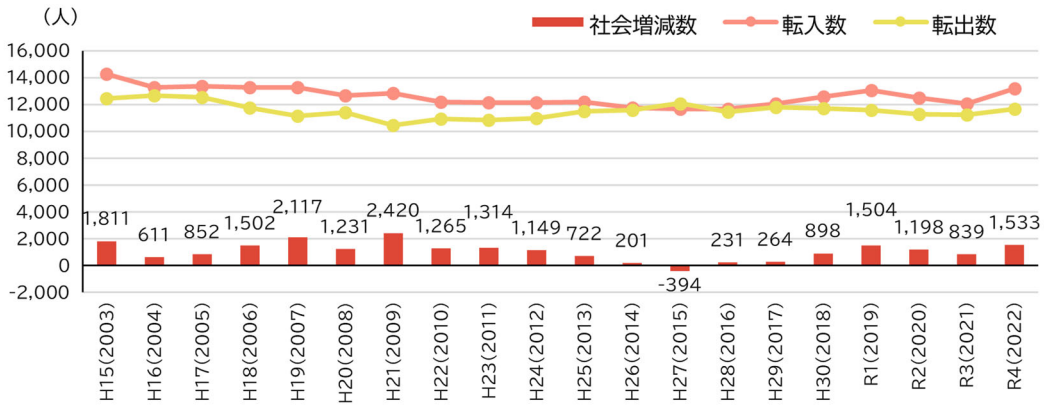

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」 RESAS より
※2012 年までは年度、2013 年以降は年次。2011年までは日本人のみ、2012 年以降は外国人を含む数字。転出入以外の社会増減は含まず。

図 3.18 転入・転出数の推移

■ 年齢階層別人口の移動状況

- 男女とも 20 歳前後において転出超過となり、20 歳代後半から転入超過、30 歳代前半に転入数のピークを迎えます。20 歳前後の転出超過は、大学等への進学や就職が影響していること、また 20 歳代後半以降の転入超過は、子育て世代の転入が影響していることが伺えます。特に 2010 年→2015 年と比べ、2015 年→2020 年は転入超過のボリュームが大きくなっています。

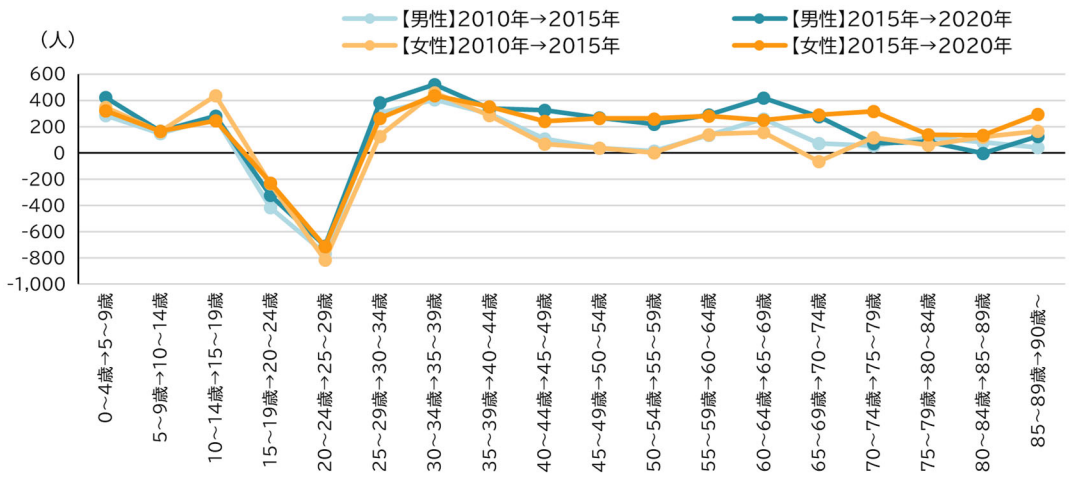

【出典】総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」 RESAS より

図 3.19 性別・年齢階級別人口移動(2010 年→2015 年、2015 年→2020 年)

■ 地域別の人口移動

- 京都市からの転入が最も多くなっています。一方で東京圏への流出が多く、東京一極集中に歯止めが掛けられていない状況にあります。

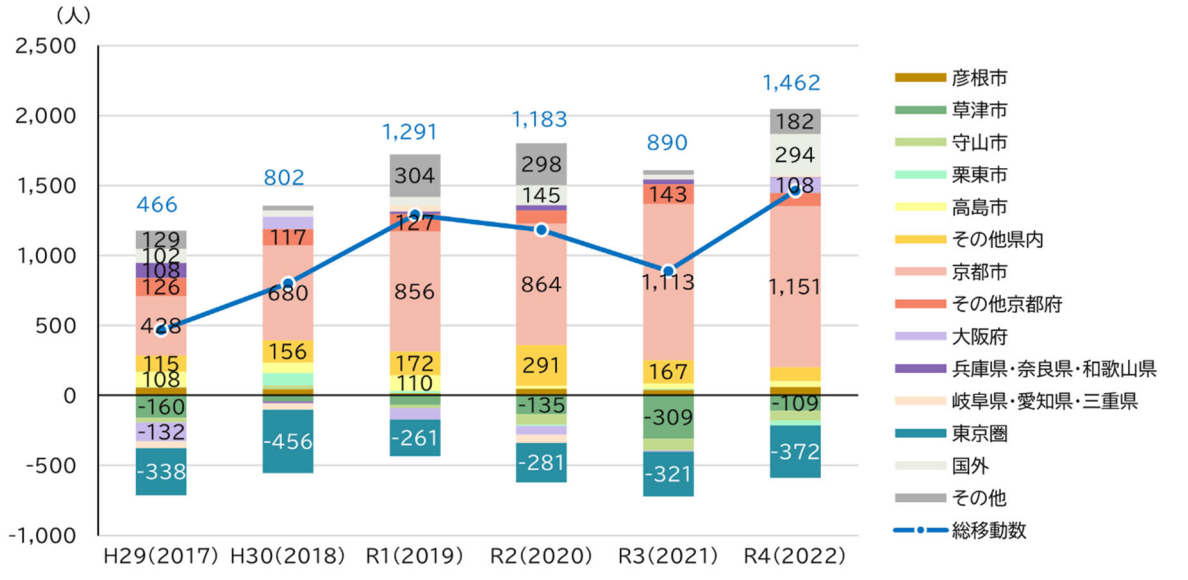

【出典】滋賀県「滋賀県推計人口年報」

図 3.20　地域別の純移動数の推移

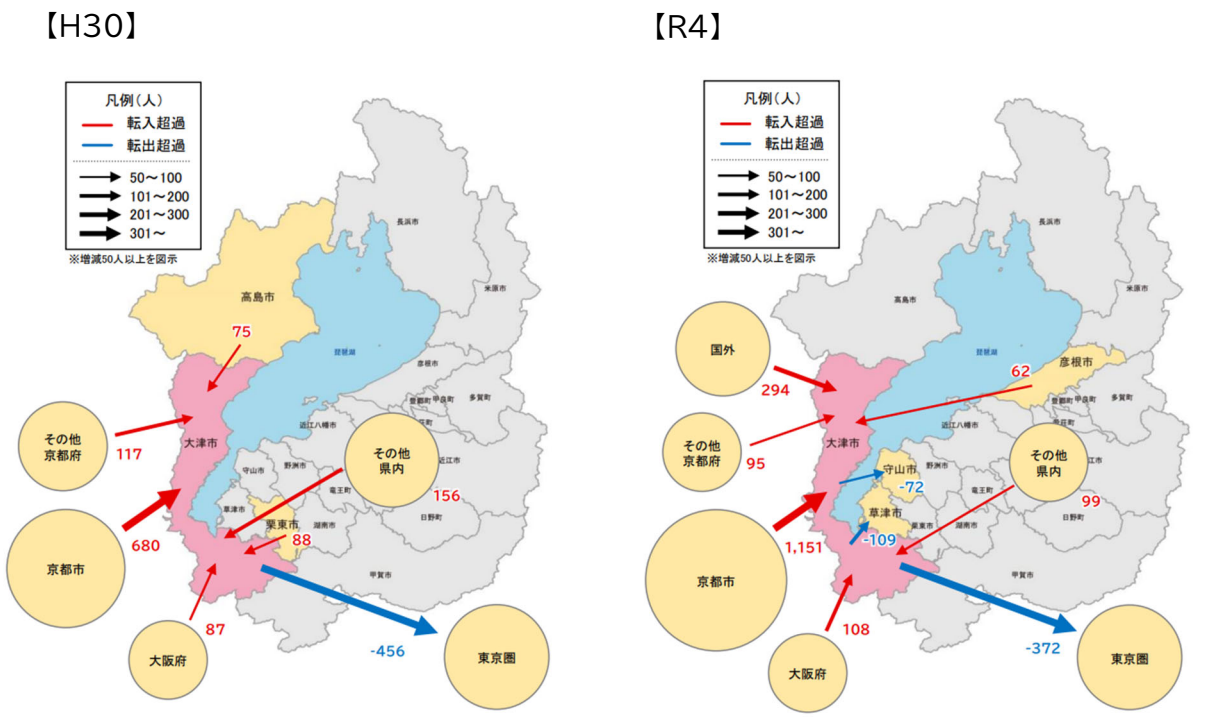

【出典】滋賀県「滋賀県推計人口年報」

図 3.21　地域別の人口移動の状況

■ 通勤・通学先の推移

- 市民の通勤・通学先は市内が 5 割以上を占めていますが、通勤先に関しては本市が微減傾向にあり、それに対して草津市や京都市の割合は微増傾向にあります。
- 本市への通勤・通学者の居住地は、本市が通勤者 7 割、通学者 5 割と最も多くなっています。

【15 歳以上の就業者の従業地】

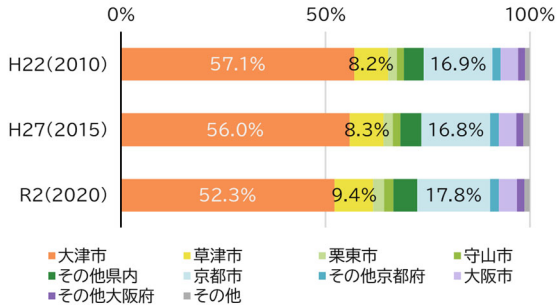

（人）

	大津市	草津市	栗東市	守山市	その他県内	京都市	その他京都府	大阪市	その他大阪府	その他
H22 (2010)	83,101	11,978	3,183	2,583	6,925	24,574	2,823	6,208	2,551	1,679
H27 (2015)	82,493	12,187	3,331	2,837	7,539	24,801	3,111	6,309	2,531	2,286
R2 (2020)	70,538	12,695	3,615	3,000	7,842	24,063	3,006	5,946	2,403	1,779

【15 歳以上の通学者の通学地】

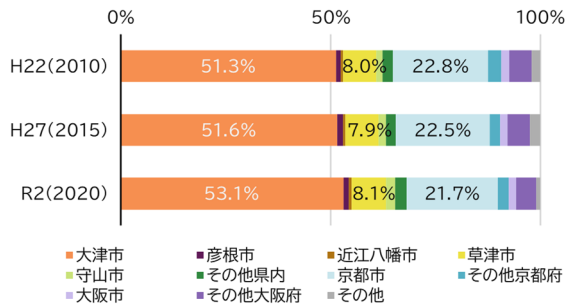

（人）

	大津市	彦根市	近江八幡市	草津市	守山市	その他県内	京都市	その他京都府	大阪市	その他大阪府	その他
H22 (2010)	9,263	205	94	1,444	262	431	4,108	563	340	969	374
H27 (2015)	9,724	265	112	1,483	340	430	4,243	464	338	991	473
R2 (2020)	8,537	213	109	1,307	350	457	3,498	405	290	775	149

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.22　市民の通勤・通学先比率の推移

【15 歳以上の就業者の居住地】

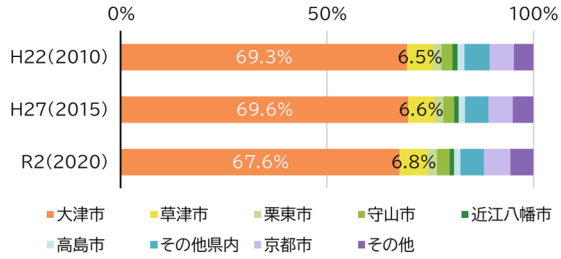

（人）

	大津市	草津市	栗東市	守山市	近江八幡市	高島市	その他県内	京都市	その他
H22 (2010)	83,101	7,793	2,294	3,089	1,562	1,959	7,427	7,044	5,639
H27 (2015)	82,493	7,776	2,322	3,146	1,382	1,709	6,737	6,953	6,006
R2 (2020)	70,538	7,150	2,301	3,097	1,302	1,495	5,940	6,671	5,892

【15 歳以上の通学者の居住地】

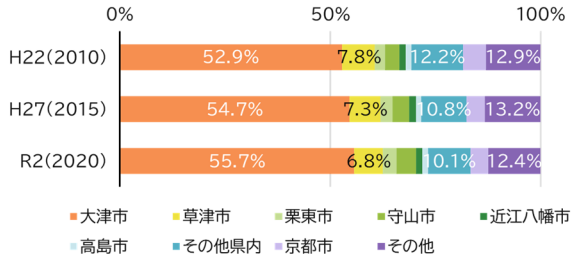

（人）

	大津市	草津市	栗東市	守山市	近江八幡市	高島市	その他県内	京都市	その他
H22 (2010)	9,263	1,359	432	589	267	231	2,138	968	2,262
H27 (2015)	9,724	1,301	524	686	297	221	1,917	771	2,352
R2 (2020)	8,537	1,036	513	706	218	215	1,541	648	1,903

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.23　本市への通勤・通学者の居住地比率の推移

【R2】

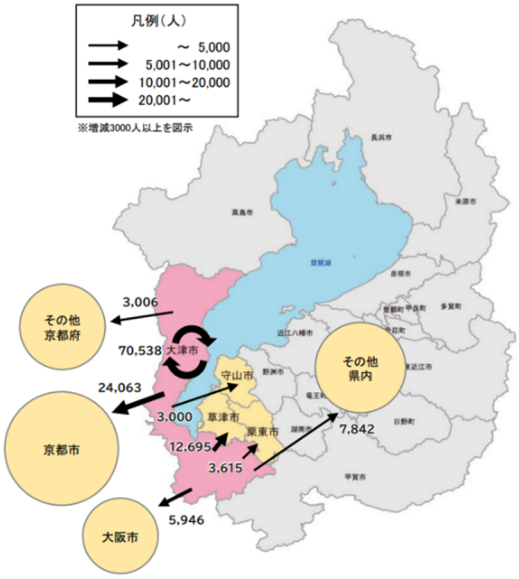

図 3.24　市民の通勤先

【R2】

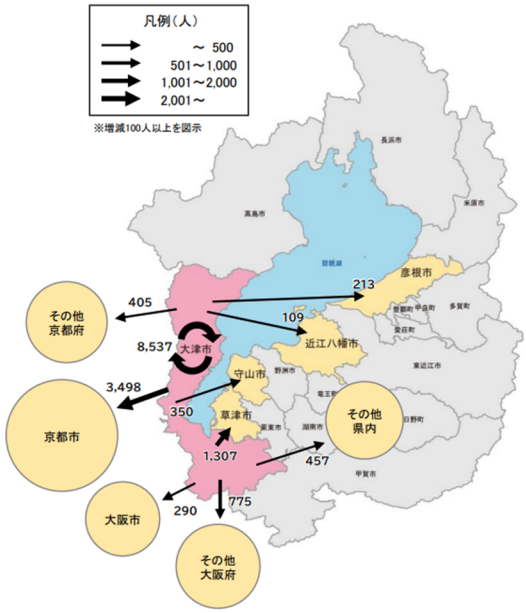

図 3.25　市民の通学先

【出典】総務省「国勢調査」

【R2】

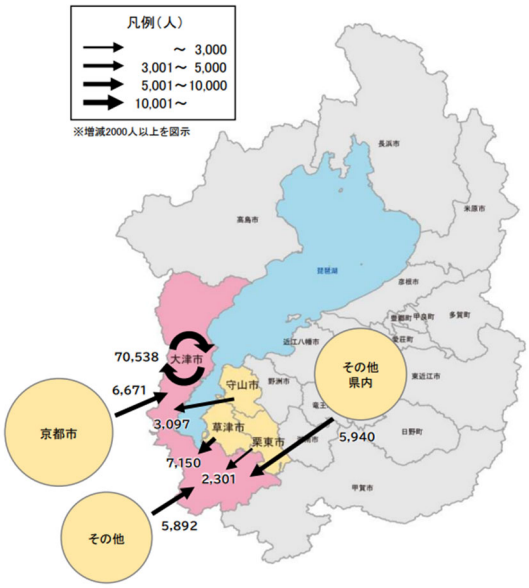

図 3.26　本市への通勤者の居住地

【R2】

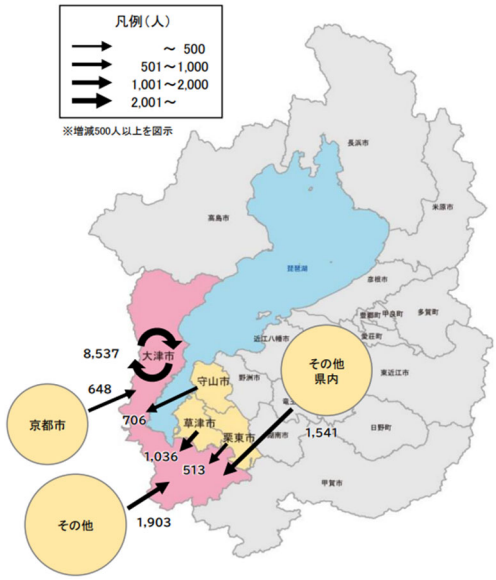

図 3.27　本市への通学者の居住地

【出典】総務省「国勢調査」

③ 雇用や就労等に関する分析

1） 就業者数及び就業率[2]

- 本市の就業者（15 歳以上、市内外就業先を問わず）は、平成 22 年（2010）まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。
- 本市の就業率（就業者／15 歳以上常住人口）は、減少傾向にあります。

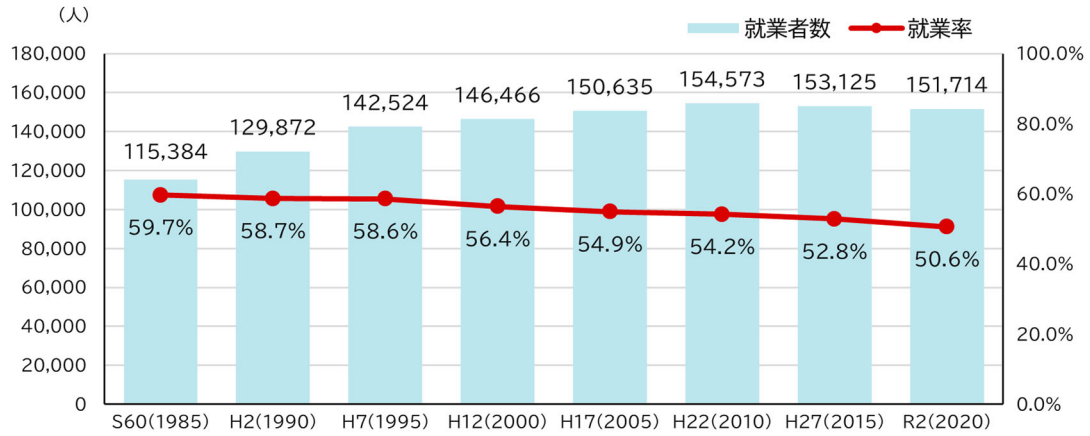

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.28 就業者数と就業率の推移

2） 産業別の就業者数

■ 産業別就業者の推移

- 本市の就業者の産業構成は、全国的な傾向と同様に、第 3 次産業の就業者が増加傾向にあり、第 1 次、第 2 次産業の就業者は減少傾向にあります。

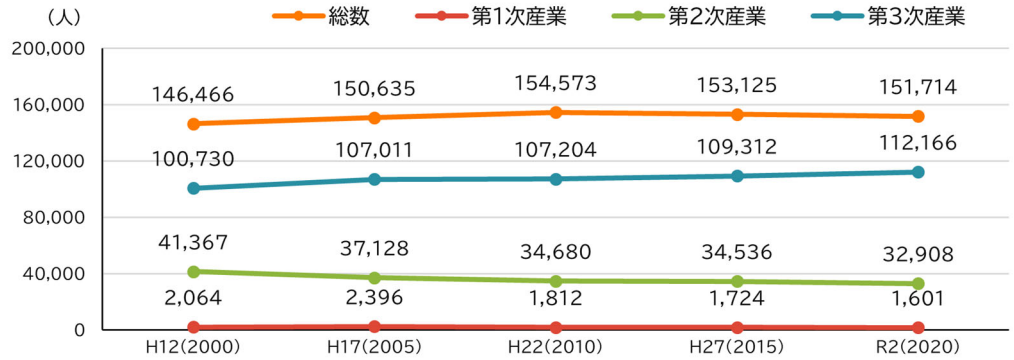

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.29 産業別就業者数の推移

[2] 就業率
15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合。5 歳階級別の就業率は総務省の「就業構造基本調査」にて 5 年に 1 度調査を行い、結果が公表されている。

■ 産業大分類別就業者数[3]・従業者数[4]

- 産業大分類別就業者数は、男性では製造業、女性では医療・福祉が最も多い状況です。
- また、全国の産業構成との比較を示す特化係数[5]では、男女ともに教育・学習支援業や医療・福祉、金融・保険業などの分野での値が高く、第１次産業の分野で低くなっています。

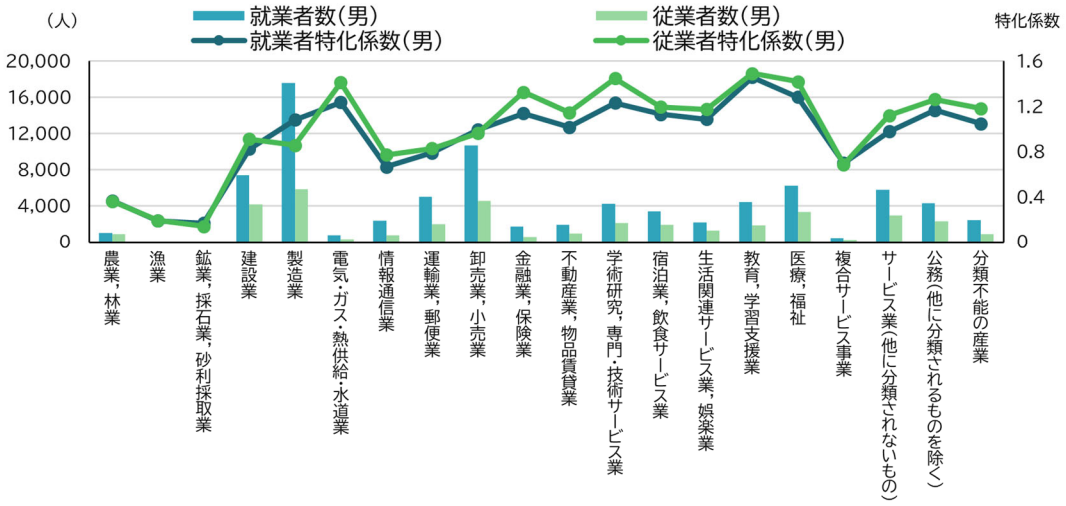

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.30 産業大分類別就業者・従業者数と特化係数(男性、令和２年)

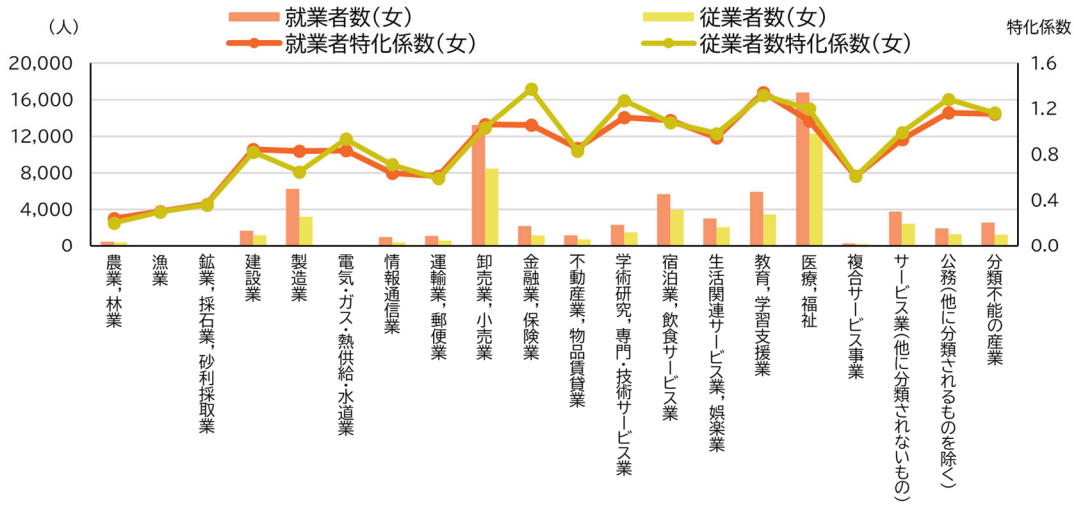

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.31 産業大分類別就業者・従業者数と特化係数(女性、令和２年)

---

[3] 従業者
調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも(1 時間以上)した者。

[4] 就業者
従業者と休業者を合わせた者。

[5] 特化係数
本市在住者が携わっている産業構成と全国の産業構成とを比較したもの。

3） 就労形態別の就業者割合

- 令和 2 年(2020)は、平成 27 年(2015)と同様の傾向にあり、男性では就業者の 6 割以上が正規の職員・従業員であり、女性の割合を大きく上回っています。一方、女性はパート・アルバイト等の割合が最も多く半数弱を占めています。

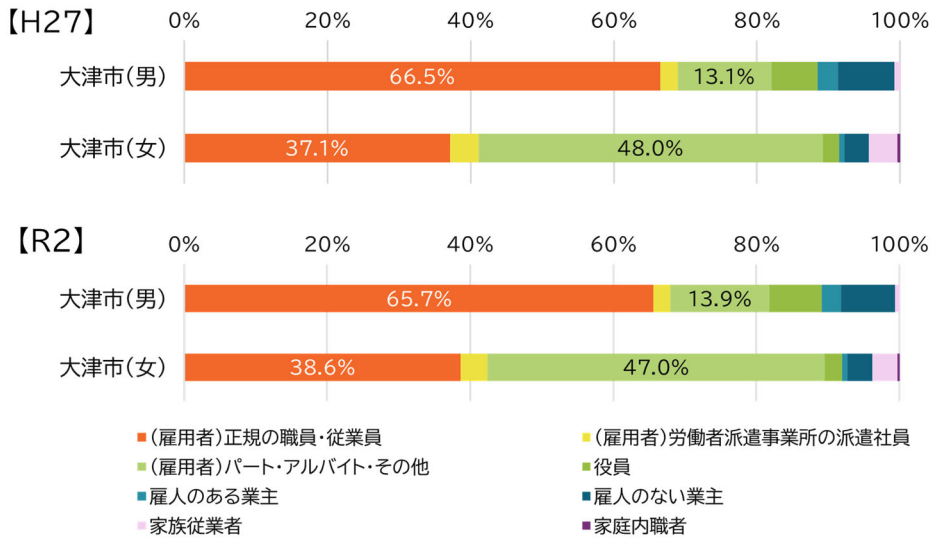

【出典】総務省「国勢調査」

図 3.32 就労形態別の就業者割合

4） 就業率の状況

- 男性の就業率は、20 歳代後半から 50 歳代後半まで安定して 9 割前後で推移しています。
- 女性の就業率は、20 歳代後半から 50 歳代後半まで 7～8 割台で推移しています。

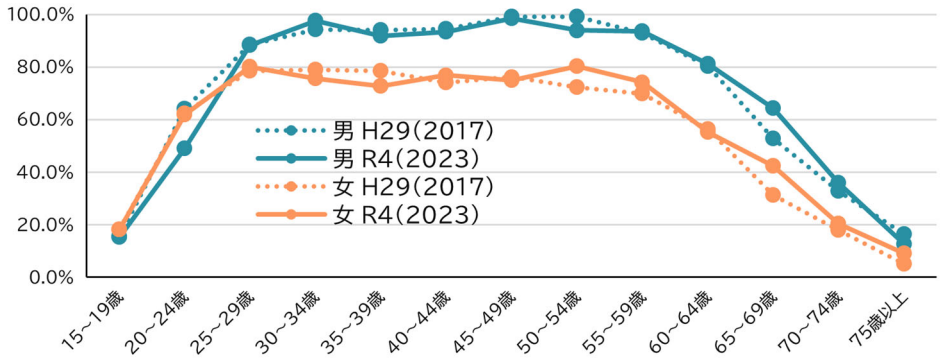

【出典】総務省「就業構造基本調査」

図 3.33 就業率の状況

5） 事業所数の推移

- 平成 24 年(2012)から令和 3 年(2021)にかけて事業所の総数(存続事業所[6]・新設事業所[7])に大きな変化はありませんが、令和 3 年は新型コロナウイルスの感染症拡大の影響等により、廃業事業所[8]が増加し、その後新設事業所が増加した傾向が見られます。

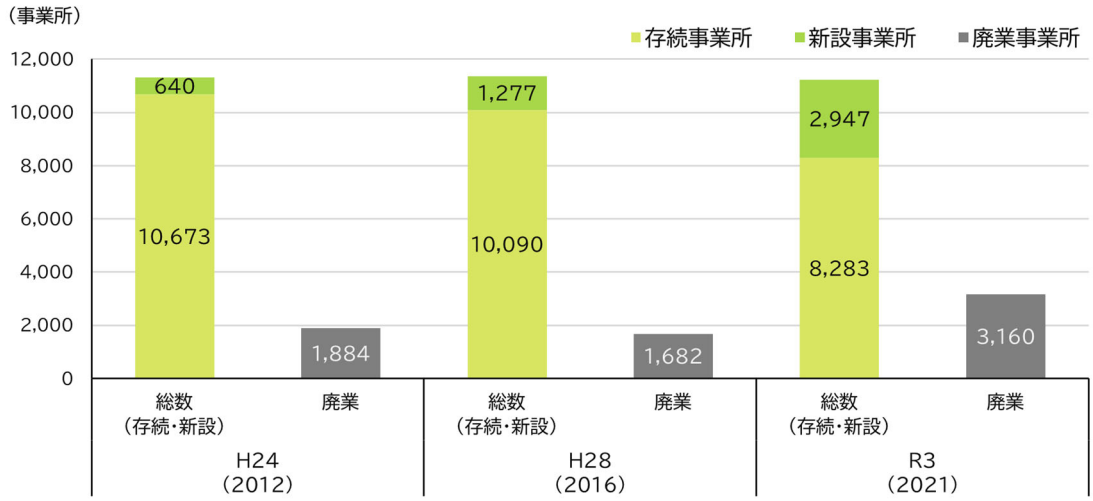

【出典】経済センサス活動調査

図 3.34 本市の事業所数の推移

[6] 存続事業所
前回調査で調査した事業所のうち、該当年の調査でも調査した事業所。

[7] 新設事業所
該当年の調査で調査した事業所のうち、前回調査では調査しなかった事業所(他の場所から移転してきた事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている)。

[8] 廃業事業所
前回調査で調査した事業所のうち、該当年の調査時点では存在しなかった事業所(他の場所へ移転した事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている)。

（4）人口の将来推計と展望

① 人口の将来推計方法

人口の将来推計は、「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和 6 年 6 月版）」に示す方法（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計に準拠）で行いました。

≪推計期間≫

- 令和 2 年（2020）を基準年として 5 年ごとに令和 42 年（2060）までを推計。

≪推計方法≫

- コーホート要因法を使用する。推計プロセスは下図のとおり。

≪基準人口≫

- 基準人口は、令和 2 年（2020）3 月 31 日の住民基本台帳の数値を用いる。

≪男女出生性比、生残率、合計特殊出生率、純移動率≫

- 社人研推計の仮定値を用いる。

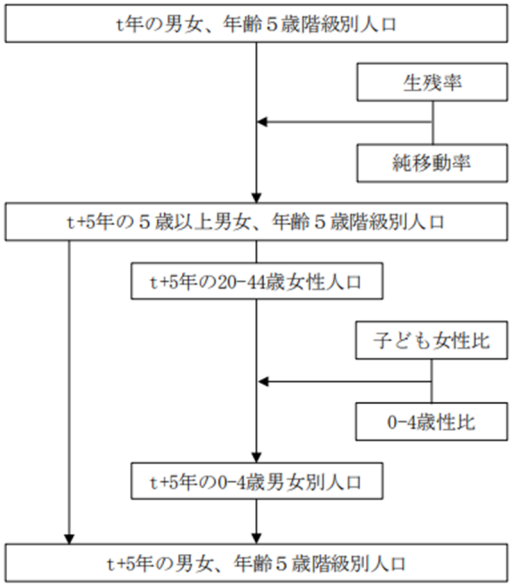

【出典】内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進室
「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和６年６月版）」

図 4.1 推計プロセス

② 総人口・年齢区分別人口の将来推計

- 全市人口は、令和 42 年(2060)には 298 千人となり、令和 2 年(2020)よりも 45 千人、13.2%減少すると予測されます。
- 年齢 3 区分別人口は、令和 42 年(2060)には、年少人口 31 千人(10.33%)、生産年齢人口 152 千人(51.06%)、老年人口 115 千人(38.62%)で、年少人口が 1 割になると予測されます。

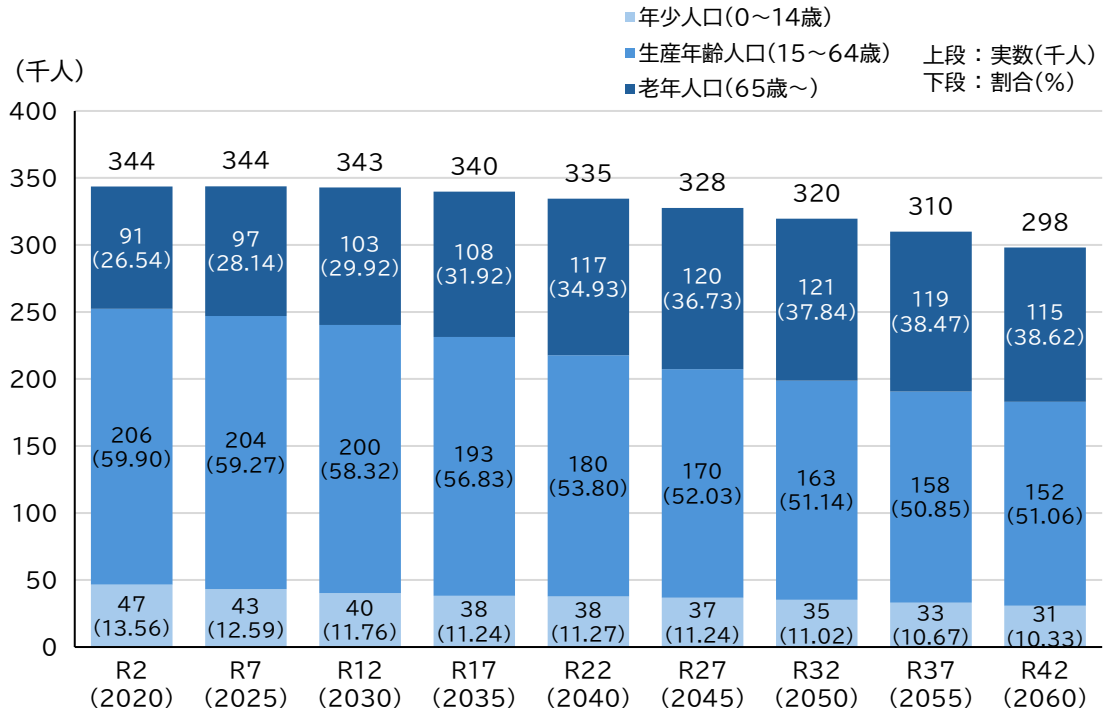

※上段の実数は年齢区分毎の人口数の百の位を四捨五入しているため合計と一致しません。
また、下段の割合は小数第二位までの表示であるため、合計が 100%にならない年があります。

(人)

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
年少人口 (0～14 歳)	46,579	43,274	40,304	38,209	37,700	36,836	35,234	33,067	30,788
生産年齢人口 (15～64 歳)	205,778	203,741	199,953	193,117	179,971	170,439	163,451	157,574	152,212
老年人口 (65 歳～)	91,193	96,753	102,581	108,462	116,853	120,333	120,930	119,213	115,122
総数	343,550	343,768	342,838	339,788	334,524	327,608	319,615	309,854	298,122

図 4.2 人口の将来推計

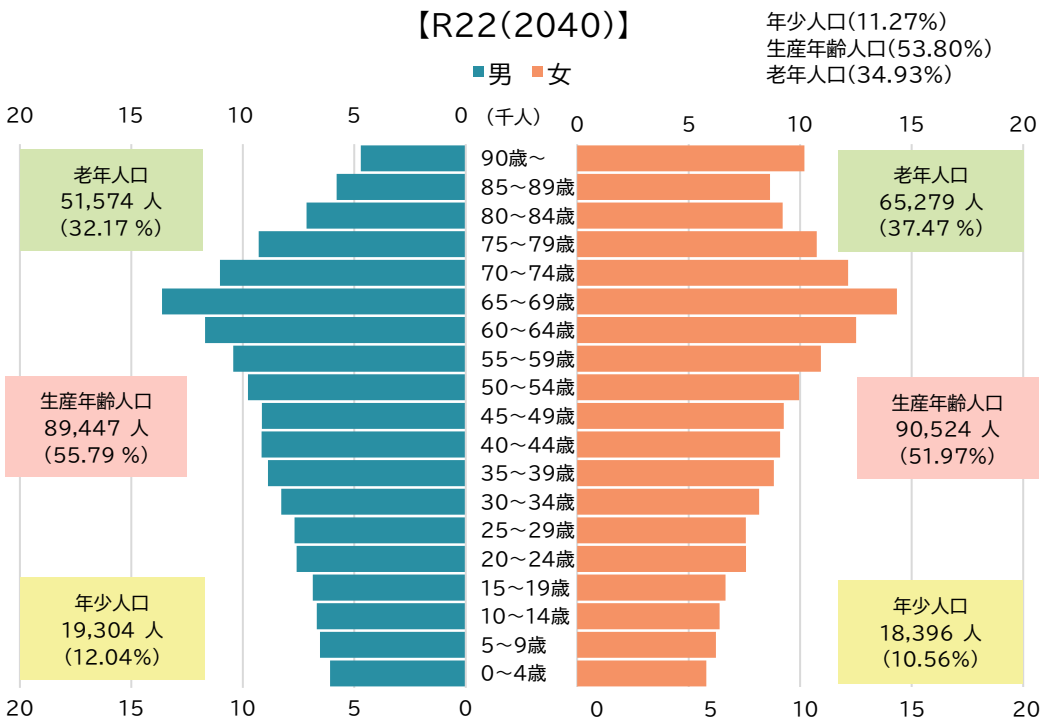

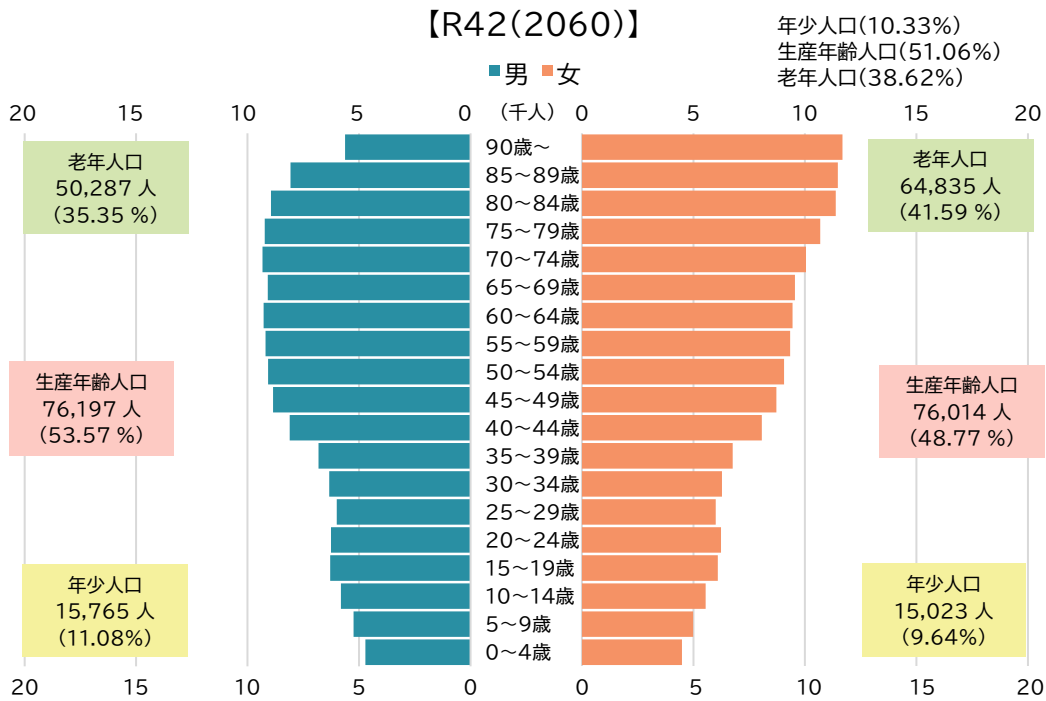

※割合は小数第二位までの表示であるため、合計が 100%にならない場合があります。
また、男女別人口は小数第一位を四捨五入しているため、図 4.2 の合計と一致しない場合があります。

図 4.3 男女別･5 歳階級別将来人口ピラミッド(令和 22 年･令和 42 年)

③ 取組の成果が表れた場合の将来展望

■ 合計特殊出生率

- 取組の成果が表れた場合、令和 42 年(2060)までに国民希望出生率とされる 1.6 程度まで向上すると見込まれます。

■ 社会増減

- 取組の成果が表れた場合、平成 26 年(2014)から令和 5 年(2023)までの直近 10 年間で最も移動率が高い令和元年(2019)の値が、今後も継続すると見込まれます。

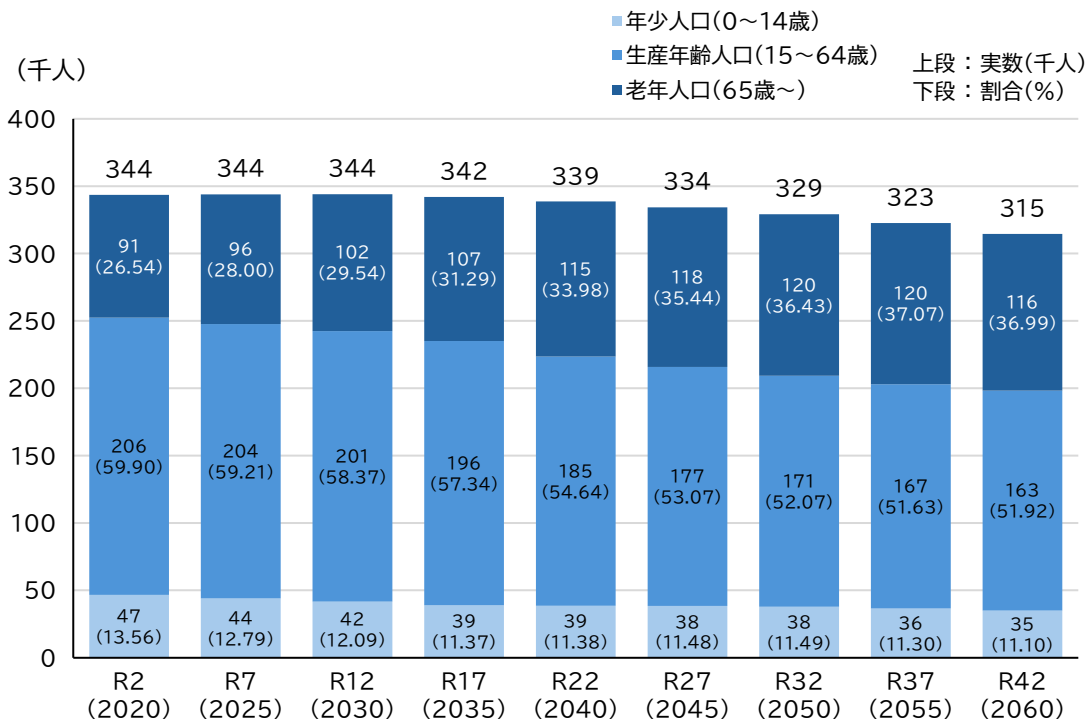

※上段の実数は年齢区分毎の人口数の百の位を四捨五入しているため合計と一致しません。
また、下段の割合は小数第二位までの表示であるため、合計が 100%にならない年があります。

(人)

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
年少人口 (0～14 歳)	46,579	43,989	41,592	38,899	38,525	38,380	37,832	36,465	34,897
生産年齢人口 (15～64 歳)	205,778	203,651	200,807	196,097	185,031	177,427	171,392	166,557	163,278
老年人口 (65 歳～)	91,193	96,284	101,610	107,004	115,057	118,488	119,924	119,604	116,332
総数	343,550	343,924	344,009	342,000	338,613	334,295	329,148	322,626	314,507

図 4.4 将来展望人口の推移

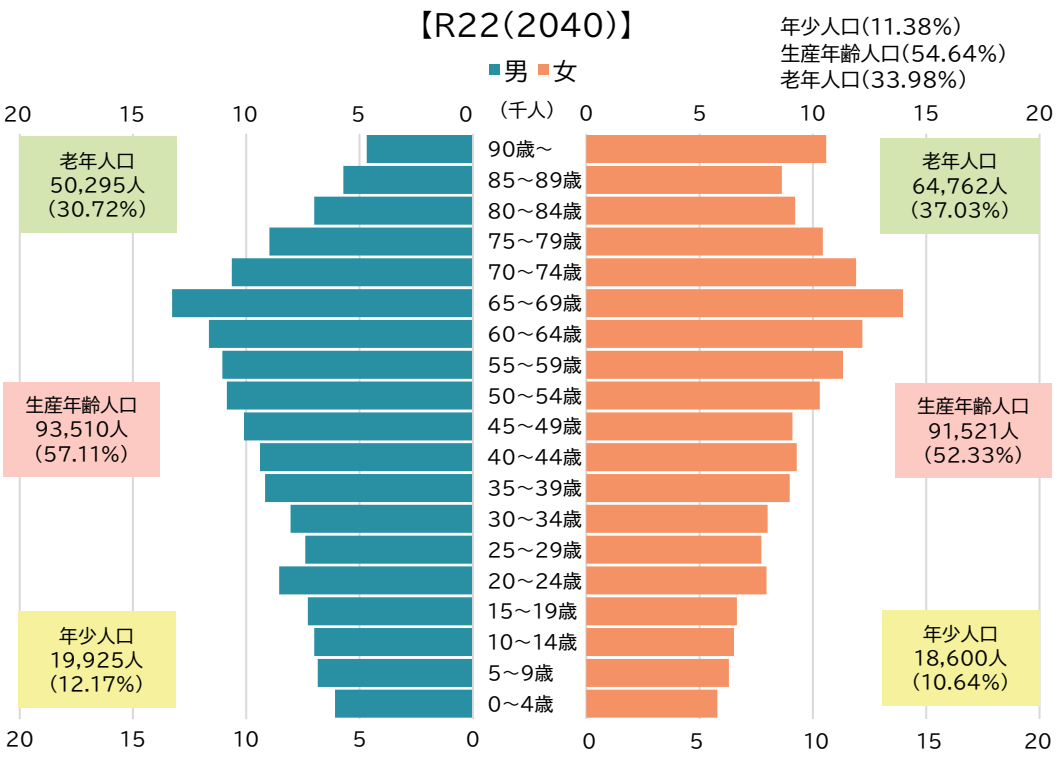

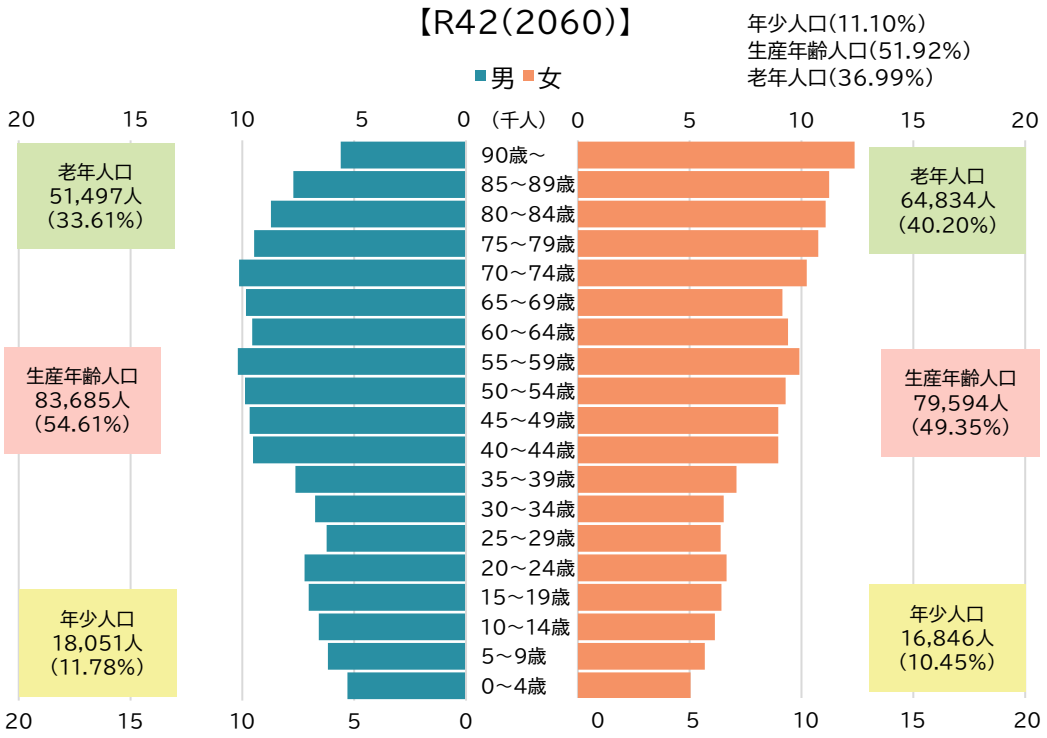

※割合は小数第二位までの表示であるため、合計が 100%にならない場合があります。
また、男女別人口は小数第一位を四捨五入しているため、図 7.4 の合計と一致しない場合があります。

図4.5 男女別・5 歳階級別将来展望人口ピラミッド(令和 22 年・令和 42 年)

2　総合戦略の重要業績評価指標（KPI）

大津市総合計画第 3 期実行計画と一体化した総合戦略のテーマ毎の重要業績評価指標（KPI）を下記のとおり設定し、「大津市総合計画等策定懇談会」等において、PDCA サイクルに基づく検証を実施します。

テーマ１　子育ての希望をかなえ、子どもの豊かな育ちを支えるまち

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
出産後の4か月児健診で、「この地域で今後も子育てしていきたい」人の割合	97.9% （R5年度）	98.0% （R10年度）
発達相談を行った子どもの実人数	1,124人 （R5年度）	1,250人 （R10年度）

テーマ２　地域の人と人をつなぎ、にぎわいを創出するまち

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
観光消費額	1,827億円 （R5年）	2,089億円 （R10年）
社会動態（社会増加数）	738人 （R5年度）	1,375人 （R10年度）

テーマ３　誰もが安心して年を重ね、活躍できるまち

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
企業・職域型の認知症サポーター養成数	5,773人 （R6年3月31日）	9,000人 （R11年3月31日）
優先作成対象者の個別避難計画作成に対する同意率	35.7% （R5年度）	50.0% （R10年度）

3　基本構想

（1）　まちづくりの基本理念

時代の転換期を迎え、これまでの人口増加に伴う量的発展を目指す都市志向から、少子高齢化・人口減少社会に対応して本市の規模に相応したまちづくりへと他の先陣を切って積極的に舵（かじ）を切るとともに、多様な価値観を尊重し、物質的な満足感だけでなく人々の幸福感や充実感、一人一人が支え合って協働することを大切にした成熟した都市を目指します。また、先人たちから引き継いだ自然や歴史、文化を大切に守り、育て、再生・活用し、美しく質の高いまちを築いていきます。私たちは、これまでの基本理念としてきた「人間性の尊重」、「市民自治の確立」及び「環境の保全と創造」を踏まえつつ、今後、特に重視すべきまちづくりの基本理念として次の 3 つを掲げ、市内外を問わず多くの人から注目され、全ての世代から住み続けたいと評価される大津を築き、次の世代へ責任を持ってすばらしいまちを引き継いでいきます。

①　持続可能な都市経営

私たちは、

- 少子高齢化・人口減少社会下での財政規模の縮小や社会保障経費の増大、公共施設の維持管理費用の増大など、まちづくりを取り巻く環境変化に対応しながら、持続的、効果的な都市経営を目指します。
- 収入と支出のバランス、資産や債務の状況など、自らの財政力を分析し、市民生活の質の維持、向上を目指して、広域的な視点等を踏まえた効率性とともに地域特性や課題に対応した「選択と集中」により予算と事業を決定していきます。
- 公共施設の効果的な管理・運営と将来を見据えた慎重で効果的な投資を行い、健全財政を堅持して、次世代へ持続可能なまちを引き継ぎます。

② 共助社会[1]の確立

私たちは、

- 一人一人が、自分のことは自分で行うという「自助、自立」する精神と期待される社会的な役割の自覚と責任を持って主体的に行動する社会を目指します。
- 三者協働によるまちづくりを積極的に進めるとともに、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支え合える社会を目指します。
- 市外からの来訪者をあたたかく迎え、交流を深めることを目指します。

③ 自然、歴史、文化の保全、再生、活用

私たちは、

- 先人から受け継いだ自然、歴史、文化を大切に守り育て、保全、再生し、美しく質の高いまちを築くことを目指します。
- それぞれの地域が有する自然や歴史、文化の特性を、まちの活性化や魅力あるまちづくりに活(い)かすことを目指します。

[1] 共助社会
本計画では、「自助、自立を基本とし、限界のある公助の下で、今後の地域の課題に対応し、まちの活性化を図るためには、共助の精神で人々が支え合う活動を促進し、行政も含めて多くの主体が協働してまちづくりを推進することにより、持続的なまちの維持とともに、その質を高めていく社会」と定義する。全ての人がそれぞれの持ち場で持てる能力を生かすことのできる「全員参加」の考え方を重視するもの。

（2）将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、今後のまちづくりにおいて、市民、事業者と共に実現を目指す大津市の将来像を次のとおり掲げます。

ひと、自然、歴史の縁で織りなす　住み続けたいまち“大津再生[2]”

～コンパクトで持続可能なまちへの変革～

琵琶湖や比良・比叡の山々などの豊かな自然と悠久の歴史に育まれた街並み等によって形成された美しい景観、さまざまな縁でつながる人々のあたたかさや活力など、大津が秘めている魅力や可能性を掘り起こし、余すことなくまちづくりへ活(い)かしていきます。

人々の交流を深めることで人が集い、活気に満ち、元気で笑顔あふれる、住み続けたい大津を再生します。

大津の財産・ブランドである「ひと」、「自然」、「歴史」を活(い)かす。

ひと：　共に助け合い、支え合う人のつながり・あたたかさ

自然：　都市近郊にある、琵琶湖や比良・比叡の山々などの豊かな自然

歴史：　1300 年以上の歴史を有する古都として、各地域特性と共に育まれてきた歴史とそこに息づく文化

「ひと」、「自然」、「歴史」の縁[3]で結ばれた一人一人が、
ふるさと大津を大切にし、“大津再生”に取り組む。

---

[2] 大津再生
大津は他都市にないオンリーワンの琵琶湖や比良・比叡の山々などの豊かな自然や 1300 年以上の深い歴史、縁でつながる人々の活力やあたたかさなど有形無形の美しさを数多く有している。人口減少時代を迎えつつある今、大津が秘めている魅力や可能性を掘り起こし、余すことなく活(い)かして美しく魅力ある活力に満ちたまちへと再生していく、そして、そのまちを舞台に、若者からお年寄りまでが、元気に生き生きと笑顔あふれる暮らしを営み、歳を重ねても住み続けたいと実感できる大津を新たに誕生させる。そのような思いを“大津再生”という言葉に込めている。

[3] 縁
家族・友人・地域・職場など生活を通して支え合う、また、観光や仕事で大津に来られる方々との出会いを通じた「ひと」の“縁”、琵琶湖や河川・比良や比叡の山々・山麓に広がる里地里山など豊かな「自然」の恵みの中で育つことの“縁”、悠久の「歴史」や「文化」の薫る都市で心豊かに暮らすことの“縁”。私たちは、全て“縁”によってつながり支えられており、これらの全ての“縁”を大切にし、その下で、自らも持てる能力を十分に活(い)かして積極的に行動し、支え合うまちづくりに努める先に、安全で心豊かに住み続けたいと思える理想の大津が築かれていくとするもの。

（3）まちづくりの主体

基本構想に基づくまちづくりの取組主体は、市民、事業者及び行政です。

① 市民

市民は、一人一人の基本的人権が守られる中で、現在と未来に対する責任を自覚し、自治意識を持って、自発的・主体的に行動し、積極的にまちづくりに参画します。

② 事業者

事業者は、社会的責任を自覚して、事業及び事業に関連する社会貢献活動を通して、積極的にまちづくりに参画します。

③ 行政

行政は、豊かな市民生活の実現を目指して、公平性、透明性を堅持しながら持続可能なまちづくりに向けた都市経営の視点に立って、市政推進の責務を果たします。

（4）まちづくりの姿勢

各分野にわたるまちづくりを推進するために共通して必要となるまちづくりの姿勢を掲げます。

① コンパクトで持続可能なまちづくり[4]

- 今後の本市の都市規模に応じたコンパクトで持続可能なまちづくりを実践するとともに、良質な公共サービスの水準を維持することを可能とする都市経営を目指します。
- それぞれの地域が持つ資源・活動等の優れた特性を活（い）かしたまちづくりを進めます。

② 「ひとの縁」による共助と「まち」の魅力の共有、発信

- 市民一人一人が相互に支え合う共助の精神の下、市民、事業者、行政等の多様な縁を大切にした三者協働の取組を推進します。
- まちの魅力を積極的に発掘・再発見し、また、情報発信・共有に努め、市民の郷土に対する愛着と誇りを醸成します。
- 市外に向けて大津の魅力を積極的に発信し、来訪や移住へと結びつけていきます。

[4] コンパクトで持続可能なまちづくり
都市化による拡大・量的発展をめざす志向から、少子高齢化・人口減少社会を踏まえた適正な規模のまちへと転換し、持続発展を図ること。都市部は周辺への市街地化を抑制したコンパクト化を、郊外部は優れた地域特性を生かした活性化を目指し、それぞれが交通を始めとした交流でネットワーク化が図られ、環境と社会経済活動とのバランスが継続的に保たれる市全体としてのコンパクトなまちを形成しようとする考え方。

（5）基本方針・基本政策

将来都市像の実現を目指した政策・施策実施の基本方針とともに、その下で展開する基本政策を定めます。

基本方針１

子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

- 子どもの健やかな成長を支え、子どもたちの笑顔がいっぱいのまちを目指します。
- 高齢になってもいつまでも生きがいややりがいを実感できるまちを目指します。
- つながりを大切にし、支え合って幸せな生活を過ごせるまちを目指します。

基本政策１　子どもの未来が輝くまちにします

妊娠、出産から子育てに至るまで安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるまちの充実を図ります。また、地域と連携して安全で質の高い学校教育、いじめ対策、子育て・見守り等の環境づくりに取り組みます。

基本政策２　心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします

高齢者を始め誰もが住み慣れた地域や家庭で心身の豊かさが実感できるよう、年齢、性別、障害の有無を問わず、適切な社会保障とユニバーサルデザインに配慮したまちの中で、充実したサービスを受けられる福祉のまちにします。

基本政策３　生き生きと健康に過ごせるまちにします

地域での充実した医療環境の中で、健康で衛生的な生活を営むことができるまちにします。また、食育の推進、青少年の健全育成、生涯における市民の学習機会の充実などに取り組みます。

基本政策４　つながりを大切にし、共に支え合うまちにします

地域団体や市民活動団体等のさまざまなコミュニティを活性化し、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、平和の推進と人権を尊重する中で、助け合い、支え合う心あたたまるまちを築きます。また、仕事を始め幅広い分野で女性が活躍できる男女共同参画社会を目指します。

基本方針２

自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

- 豊かな自然、悠久の歴史、歴史・文化遺産などの大津の優れた資源を大津の財産として守り、活かし、世界に大津のすばらしさを発信します。
- インバウンド等、国内外から多くの人でにぎわう観光振興を図り、まちの活性化に取り組みます。
- スポーツや文化・芸術を通じて、全ての市民が笑顔になれるまちを目指します。

基本政策５　インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします

訪日外国人を戦略的に受け入れるなど国内外から人が集い、その交流を通じて、地域経済を含めて、にぎわいのあるまちづくりを目指します。オンリーワンの琵琶湖を始めとする豊かな自然、延暦寺や大津三大祭等の深い歴史・文化の優位性を最大限に活かし、インバウンド観光を機軸としたまちの活性化に取り組みます。

基本政策６　自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします

湖辺・森林・里地里山・田園などの豊かで貴重な自然を守り育て、美しい大津の景観をいつまでも保ち続けていくため、自然環境の保全と共生に取り組むとともに、市民の憩いの場となる公園の維持管理や体験型環境教育等を通じて環境意識の向上及び行動の輪を広げていきます。

基本政策７　悠久の歴史と文化を大切にし、次代に継承します

本市に息づく悠久の歴史や文化を大切にし、その貴重な価値と魅力を失わないよう子どもたちへの教育も重視して、次代への継承に努めます。また、伝統文化や文化財の魅力を活かし、歴史・文化遺産を楽しみ、観光資源としての活用も含めて貴重な歴史・文化遺産の中で暮らす意識が高まるまちづくりを推進します。

基本政策８　スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします

琵琶湖を始めとする豊かな自然の下、さまざまなスポーツの振興と豊かな感性を育む文化・芸術の振興を図ることで、子どもから高齢者まで全ての市民がスポーツと文化・芸術に親しみ、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針３

安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

- 近年頻発する未曽有の大地震や集中豪雨などの災害発生に対して、市民の安全を守る防災・減災対策の強化を図ります。
- 人口減少社会を見据え、コンパクト化と周辺のネットワークを重視した質の高いまちを目指します。
- 将来を見据えた健全な財政運営を堅持し、徹底した行財政改革を進め、持続可能な都市経営を推進します。

基本政策９　安心、安全に暮らすことのできるまちにします

自然災害・犯罪・交通事故・火災などから身を守り、安全で安心して住み続けられることができるよう、地域の特性に応じた取組を進めるとともに、一人一人の意識向上と自主的・自発的な行動を促します。

基本政策 10　コンパクトで質の高い持続可能なまちにします

適正な規模に都市部の基盤と機能をスリム化したコンパクトなまち及び郊外の地域をつなぐネットワーク化などを軸としたまちを目指します。

基本政策 11　経済が活性化し、元気なまちにします

これまではモノづくり産業を中心に量的拡大が求められてきましたが、近年は「質」や「サービス」等の付加価値が求められる時代になっています。このことから、新しい産業にも視点を向けた支援と誘導を行い、市内経済の振興に努めます。また、女性を始め全ての市民の働く意欲を支えるために雇用や起業を促進するとともに、農業の ６ 次産業化や食のブランド化にも努めます。

基本政策 12　再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします

太陽光などの再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、廃棄物の減量と適正処理、適切な規制措置による循環型社会の実現を目指します。

基本政策 13　徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます

少子化及び超高齢社会に伴って人口減少が進む予測において、厳しい財政状況の下で公共サービスの維持・向上を目指すために、公共施設マネジメントや民営化等を始めとする徹底した行財政改革を推進するとともに、市民への説明責任や開かれた市政を推進するために、積極的な情報公開やオープンデータ化による情報政策を展開します。

4　大津市総合計画等策定懇談会

（1）　大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

（設置）

第 1 条　本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの及びこれを実施するための具体的な取組等に係る計画（以下「総合計画」と総称する。）、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）並びに国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項の市町村計画（以下「国土利用計画」という。）を策定するに当たり、学識経験を有する者等から広く意見を聴取するため、大津市総合計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（意見を聴取する事項）

第 2 条　懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

（1）総合計画、総合戦略及び国土利用計画の策定に関すること。

（2）総合計画及び総合戦略の実施状況の検証に関すること。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条　懇談会は、次に掲げる者 25 人以内で構成する。

（1）学識経験を有する者

（2）市民団体その他関係団体が推薦する者

（3）その他市長が適当と認める者

2　前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、2 人の範囲内で、市長が行う構成員の公募に応募した市民を構成員とすることができる。

（会議）

第 4 条　懇談会の会議（以下この条において「会議」という。）は、第 6 条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

2　懇談会に座長を置き、構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。

3　座長は、会議の進行を行う。

4　庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5　会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

（部会）

第 5 条　懇談会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき構成員は、庶務担当課長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。

4　部会長は、部会の会議の進行を行う。

（庶務）

第６条　懇談会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年７月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（大津市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱の廃止）

２ 大津市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱（平成 27 年７月制定）は、廃止する。

（2）委員名簿（50 音順　敬称略）

No.	氏名	所属等
1	石川　俊之	滋賀大学　教育学部　教授
2	音野　潤子	大津市地域女性団体連合会　会長
3	佐藤　正廣	公募
4	竹内　俊彦	大津市社会福祉協議会　会長
5	谷　正男	大津市自治連合会
6	他谷　秀樹	大津商工会議所　理事・事務局長
7	壽　彩子	元大津市教育委員・弁護士
8	西垣　泰幸	龍谷大学　経済学部　教授
9	二宮　啓彰	公募
10	渡辺　靖彦	龍谷大学　先端理工学部　知能情報メディア課程　講師

（3）会議の開催状況

会議	日程	議事
第１回	令和６年５月 21 日（火）	（1）第３期実行計画の策定について （2）第３期実行計画の施策（素案）について （3）意見交換
第２回	令和６年８月 19 日（月）	（1）大津市第３期実行計画（素案）について （2）第２期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和５年度進捗状況について

5　パブリックコメント

大津市パブリックコメント制度にのっとり、第 3 期実行計画（案）のパブリックコメントを実施しました。

募集期間	令和 6 年 9 月 19 日～令和 6 年 10 月 8 日
募集結果	意見提出者 18 人、意見総数 57 項目

6　議決日

大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画（基本計画）に係る議案は、大津市議会における審議を経て可決されました。

〇大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画
　議決日　令和 6 年 12 月 23 日

7　施策と SDGsの目標の関連一覧

施策	SDGs の目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	切れ目のない子育て支援	●	●	●	●	●	
2	子どもを守る仕組みの充実	●	●	●	●		
3	子どもの教育の充実				●		
4	高齢者の福祉・介護の充実と活躍推進			●			
5	障害者福祉の充実と社会参加の促進			●			
6	地域福祉の推進と社会保障制度の安定運営	●		●			
7	生涯にわたる健康づくりの推進			●	●		
8	地域医療と保健衛生の確保			●			
9	生涯学習の推進				●		
10	地域コミュニティの維持・活性化						
11	人権及び平和意識の高揚と男女共同参画の推進					●	
12	観光・MICE の推進						
13	まちの魅力を生かしたにぎわいの創出						
14	多文化共生・国際理解の推進						
15	自然環境の保全				●		●
16	歴史文化遺産の保存・活用				●		
17	古都にふさわしい景観づくり						
18	スポーツの推進			●	●		
19	文化・芸術活動の推進				●		
20	災害に強いまちづくりの推進				●		
21	安心して暮らせるまちづくりの推進	●		●			
22	ライフラインの確保						●
23	持続可能で活力ある地域形成						
24	交通ネットワークの充実						
25	住環境の整備						
26	商工業の振興						
27	農林水産業の振興	●	●				
28	就労支援と労働環境の充実						
29	脱炭素社会の推進						
30	循環型社会の推進						●
31	持続可能な行財政運営						
32	スマート自治体の推進						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
				●						
	●		●						●	
	●			●						
	●		●	●						●
			●	●						●
										●
				●						●
			●						●	
	●	●		●						●
		●		●				●		
			●	●						●
				●	●	●	●	●		
				●						●
				●						
				●		●				
				●	●	●				
●		●		●						
		●		●				●		
				●						●
				●						
	●	●								
	●	●		●	●	●		●		
	●									
●				●	●	●				
		●		●	●		●	●		
		●		●					●	●
				●						

8　施策別数値目標一覧

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値 （R10 年度）
1　切れ目のない子育て支援	出産後の 4 か月児健診で、「この地域で今後も子育てしていきたい」人の割合	4 か月児健診の問診項目にある「この地域で今後も子育てして行きたいですか」において、「はい」と回答した割合	97.9%	R5 年度	98.0%
	「おおつ子育てアプリとも☆育」の利用登録者数	子育てアプリの利用登録者数	4,335 人	R6 年 3 月 31 日	11,300 人 （R11 年 3 月 31 日）
2　子どもを守る仕組みの充実	児童虐待防止に係る研修会の参加者数	児童虐待を未然に防止するための研修受講者数 対象者は保護者と児童、関係機関	618 人	R5 年度	690 人
	発達相談を行った子どもの実人数	子ども発達相談センターで相談を行った子どもの実人数	1, 124 人	R5 年度	1, 250人
	子ども・若者が意見を表明できる場の数	意見を表明できる機会として市が実施する意見聴取の取組数（意見交流会、SNS の活用、地域活動からの意見聴取、声をあげにくい子ども・若者の意見聴取等）	－か所	R5 年度	4 か所
3　子どもの教育の充実	子どもによる学校評価アンケートの総合的な平均値（3 点満点）	学校の取組を評価するために、児童生徒を対象に実施しているアンケートの全ての評価の平均値（3 点満点）	2.43 点	R5 年度	2.45 点
	保護者による学校評価アンケートの総合的な平均値（3 点満点）	学校の取組を評価するために、保護者を対象に実施しているアンケートの全ての評価の平均値（3 点満点）	2.27 点	R5 年度	2.30 点
4　高齢者の福祉・介護の充実と活躍推進	企業・職域型の認知症サポーター養成数	企業や職域団体等を対象に行う、認知症サポーター養成講座の受講者数	5,773 人	R6 年 3 月 31 日	9,000 人 （R11 年 3 月 31 日）
	地域リハビリテーションサポーター会議の延べ参加者数	地域のリハビリテーション活動を支援することを目的としたリハビリ専門職の会議の参加者数（累計）	166 人	R5 年度	200 人
	介護予防に取り組む市民の数（介護予防を目的とした教室等の延べ参加者数）	介護予防講座、運動教室の参加者数	851人	R5 年度	1, 320 人

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値（R10 年度）
5　障害者福祉の充実と社会参加の促進	障害福祉に関する延べ相談件数	障害者からの相談に応じた必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用援助等の件数	37,892 件	R5 年度	43,000 件
	働き・暮らし応援センターを通じて、一般就労した障害者数	働き・暮らし応援センター等、関係機関との連携により就労の機会を確保できた障害者数	63 人	R5 年度	105 人
	公共施設のバリアフリーチェック実施件数	障害者差別解消支援地域協議会の構成団体等と共にバリアフリーチェックを実施した公共施設の数	2 件	R5 年度	2 件
6　地域福祉の推進と社会保障制度の安定運営	生活困窮者自立相談支援事業における、支援プランの評価件数のうち、自立に向けての改善が見られた件数の割合	生活困窮者自立相談支援事業において、支援プランの評価をした者のうち、評価シートの中で自立に向けた変化が見られた者の割合	92.3%	R3～R5 年度の平均値	94.0%
	生活習慣病の治療者に占める脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の割合	KDB（国保データベース）を用いて、生活習慣病の治療者に占める脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の治療者の割合	脳血管疾患：9.8% 虚血性心疾患：10.4% 糖尿病性腎症：2.1%	R5 年度	基準値からの改善
7　生涯にわたる健康づくりの推進	平均寿命と健康寿命の差（男性）	平均寿命と健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）の年数の差	1.64年	R5 年度	基準値からの縮小
	平均寿命と健康寿命の差（女性）		3.75年	R5 年度	基準値からの縮小
8　地域医療と保健衛生の確保	機能強化型訪問看護ステーションの事業所数	近畿厚生局に機能強化型訪問看護管理療養費を届出している事業所数	4 事業所	R5 年度	5 事業所
	前年度指導実施施設等の感染症集団発生率（学校保健安全法が適用される施設を除く）	前年度指導実施施設数に占める感染症集団発生施設数の割合 （学校保健安全法が適用される施設を除く）	46.4%	R5 年度	20.0% 以下
9　生涯学習の推進	熱心まちづくり出前講座の利用者数	熱心まちづくり出前講座を受講した人数	2,694 人	R5 年度	3,500 人
	利用者団体が講師を務める公民館等の講座の開催数	公民館、コミュニティセンター講座において、利用者団体が講師を務めた開催数	32 件	R5 年度	52 件

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値 （R10 年度）
10　地域コミュニティの維持・活性化	パワーアップ・地域活動応援事業の実施団体数	パワーアップ・地域活動応援事業補助金を活用し、事業を実施した団体数	19 団体	R5 年度	36 団体
	大学連携相互協力事業数	大学と行政との連携・相互協力事業数	380 事業	R5 年度	400 事業
11　人権及び平和意識の高揚と男女共同参画の推進	人権を考える大津市民のつどい参加者数	人権を考える大津市民のつどいに参加した人数	3,263 人	R5 年度	5,000 人
	平和イベントへの参加者数	平和イベントの参加者数	870 人	R5 年度	870 人
	審議会等の委員における女性の割合	審議会・行政委員会等における女性委員の登用割合	36.0%	R6 年 4 月 1 日	40.0% （R11 年 4 月 1 日）
12　観光・MICE の推進	総宿泊客数	大津市域内における来訪者のうち、本市に宿泊をした人の総数	115 万人	R5 年	136 万人 （R10 年）
	観光消費額	大津市域内における来訪者の観光消費額の総額	1,827 億円	R5 年	2,089 億円 （R10 年）
13　まちの魅力を生かしたにぎわいの創出	大津湖岸なぎさ公園駐車場の駐車台数	大津湖岸なぎさ公園駐車場（6 か所）の年間駐車台数	158,785 台	R5 年度	190,542 台
	大津駅乗降客数	JR 西日本大津駅の 1 日当たりの平均利用者数	33,164 人/日	R5 年度	33,164 人/日
14　多文化共生・国際理解の推進	多文化共生に資する講座やイベントへの参加者数	多文化共生による地域づくりの推進につながる講座やイベントへの参加者数	200 人	R5 年度	300 人
	国際理解につながる講座やイベントへの参加者数	国際理解の促進・推進につながる講座やイベントへの参加者数	1,177 人	R5 年度	1,300 人
15　自然環境の保全	自然体験型環境学習等の参加者数	大津こども環境探偵団団員、大津こども環境探偵団エコリーダー登録者、自然家族事業参加者を合計した人数	321 人	R5 年度	350 人
16　歴史文化遺産の保存・活用	国・県・市指定文化財の指定、登録等件数	国・県・市によって指定等された文化財の件数及び国によって登録された文化財の件数の累計	689 件	R6 年 4 月 1 日	705 件 （R11 年 4 月 1 日）
	歴史博物館常設展及び企画展観覧者数	歴史博物館で開催する常設展及び企画展の観覧者数（れきはく講座の参加者や貸館の来館者数は含まない）	29,394 人	R5 年度	30,000 人

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値 （R10 年度）
17　古都にふさわしい景観づくり	景観保全のための地区計画、景観協定設定地区面積	地区計画策定面積及び景観協定締結面積の累計	380.3ha	R6 年 4 月 1 日	381.3ha （R11 年 4 月 1 日）
	歴史的風致形成建造物の指定件数	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定した建造物の件数	1 件	R6 年 4 月 1 日	11 件 （R11 年 4 月 1 日）
18　スポーツの推進	市民の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率（18 歳以上）	18 歳以上で運動・スポーツを週 1 回以上実施している市民の割合（市民意識調査より）	60.5%	R5 年度	70.0%
	学校以外での 1 日当たりの運動時間（小学校 5 年生対象）	学校体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをしている 1 日当たりの時間（文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査より）	男子 75.0 分 女子 44.6 分 〈全国平均〉 男子 78.5 分 女子 46.1 分	R5 年度	全国平均 以上
19　文化・芸術活動の推進	子どもや若年層向け鑑賞・体験事業の参加者数	能や俳句を始めとした伝統文化を親子で一緒に楽しんでもらうための鑑賞体験事業の参加者数	355 人	R5 年度	700 人
	文化情報ポータルサイトのアクセス数	文化芸術情報や優れた担い手に関する情報を発信するサイトのアクセス回数	－件	R5 年度	84,000 件
20　災害に強いまちづくりの推進	優先作成対象者の個別避難計画作成に対する同意率	個別避難計画の優先作成対象者のうち、計画作成に同意された方の割合	35.7%	R5 年度	50.0%
	防災ナビの登録者数	大津市防災ナビ（スマートフォンアプリ）のダウンロード者数	22,879 人	R6 年 4 月 1 日	33,000 人 （R11 年 3 月 31 日）
21　安心して暮らせるまちづくりの推進	人口 1 万人当たりの刑法犯罪認知件数	1 月から 12 月までの市内における人口 1 万人当たりの犯罪発生（認知）の件数	56 件	R5 年	44 件 （R10 年）
	市内の交通事故重傷者数	1 月から 12 月までの市内における重傷者数	103 人	R5 年	60 人 （R10 年）
	人口 1 万人当たりの出火件数	1 月から 12 月までの市内における人口 1 万人当たりの出火件数	2.83 件	R3～R4 年の全国平均値	基準値以下 （R10 年）
	心肺停止傷病者の救命率	市民により目撃された「心臓が原因の心停止傷病者」のうち、1 か月以上生存した人の割合	10.7%	R3～R4 年の全国平均値	基準値以上 （R10 年）

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値 （R10 年度）
22　ライフラインの確保	水道基幹管路の耐震化率	水道基幹管路延長に占める耐震化済水道基幹管路延長の割合	37.5%	R5 年度	41.3%
	汚水管渠（災害時、特に重要な施設の下流）の耐震化率	耐震化対象汚水管渠延長に占める耐震化済汚水管渠延長の割合	24.0%	R5 年度	48.6%
	ガス導管の耐震化率（本支管）	ガス導管の総延長に占める耐震化済ガス導管延長の割合	98.7%	R5 年度	99.1%
23　持続可能で活力ある地域形成	社会動態（社会増加数）	当該年度における本市への転入者数から転出者数を差し引いた人数	738 人	R5 年度	1,375 人
	居住誘導区域人口密度	居住誘導区域の人口密度	74.38 人/ha	R5 年度	74.38 人/ha
24　交通ネットワークの充実	公共交通（鉄道、路線バス、デマンド型乗合タクシー）利用者数	公共交通の（鉄道、路線バス、デマンド型乗合タクシー）1 日当たりの利用者数（交通事業者への利用者調査）	287,807 人/日	R5 年度	287,807 人/日
25　住環境の整備	管理計画認定制度により認定したマンションの件数	管理計画の認定基準に適合したマンションの件数	2 件	R6 年 4 月 1 日	18 件 （R11 年 4 月 1 日）
	苦情や通報のあった老朽・有害空き家等の指導方針確定率	受付件数に占める指導方針確定件数の割合（所有者等が特定され、相手方が指導内容を理解されているものを「確定」とみなす）	76.0%	R6 年 4 月 1 日	80.0% （R11 年 4 月 1 日）
	市営住宅における特定目的住宅の戸数	住宅の確保に特に配慮を要する者（世帯）への入居を特定した住宅の戸数	376 戸	R6 年 4 月 1 日	451 戸 （R11 年 4 月 1 日）
26　商工業の振興	創業支援に係る事業者支援件数	市内商工会・商工会議所、滋賀県産業支援プラザ及び本市地域ビジネス支援室による創業支援に係る事業者支援件数の合計	2,522 件	R5 年度	2,600 件
	市内事業者の業況値	市内事業者を対象として大津商工会議所が実施している景況調査に関する指数「増加」「好転」した企業割合から「減少」「悪化」した割合を差し引いた数値	△9.2 ポイント	R5 年度	7.2 ポイント

施策	指標項目	指標の説明	基準値	基準年	目標値（R10 年度）
27　農林水産業の振興	認定農業者数	経営改善計画を農政審議会で認定された農業者数	27 人	R6 年 3 月 31 日	39 人（R11 年 3 月 31 日）
	水田における販売用野菜の作付面積	大津市再生協議会で把握する水田における自家用を除く野菜の作付面積	24.9ha	R6 年 4 月 1 日	26.0ha（R11 年 4 月 1 日）
	学校給食における大津市産農産物の供給可能量	JA が学校給食へ出荷している大津市産農産物の供給可能量	56.9t	R6 年 3 月 31 日	90.0t（R11 年 3 月 31 日）
28　就労支援と労働環境の充実	有効求人倍率（大津公共職業安定所管内）	当該年度 3 月の大津公共職業安定所管内における有効求人倍率	1.0 倍	R5 年度	1.2 倍
	従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業等表彰社数	従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業等表彰で受賞された企業総数	25 社	R6 年 4 月 1 日	35 社（R11 年 4 月 1 日）
	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録社数（大津市分）	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録している大津市内の企業総数	121 社	R6 年 4 月 1 日	156 社（R11 年 4 月 1 日）
29　脱炭素社会の推進	市内の温室効果ガス排出量	大津市全域から排出された温室効果ガスを対象とし、部門毎に排出量を推計したものの総量	1,612,284 t-CO_2	R5 年度	1,402,240 t-CO_2
	市有施設におけるエネルギー使用量	電気、ガス、その他燃料等全てのエネルギー使用量の原油換算（Kl）後の数値	18,453Kl	R5 年度	17,117Kl
30　循環型社会の推進	市民一人当たりのごみ排出量（資源ごみ除く）	ごみの年間排出量（資源ごみ除く）から算出した市民一人当たりの 1 日のごみの排出量	673g/日	R2～R5 年度の平均値	664g/日
	不法投棄通報件数	電話、メール等で市に寄せられた不法投棄に関する通報件数	349 件	R5 年度	300 件
31　持続可能な行財政運営	行政改革プランにおける取組達成評価「見込みどおり B 以上」	行政改革プラン改革実行プランの個別の取組項目の評価結果 B 以上の割合	90.9%	R2 年度	92.0%
32　スマート自治体の推進	手続のオンライン化率	庁内全手続件数に占めるオンライン化済手続件数の割合	78.0%	R5 年度	90.0%
	国が推奨するオープンデータセットの公開件数	オープンデータとして公開した、国が推奨するオープンデータセットの件数	12 件	R5 年度	25 件
	プレスリリース件数	市を通じて報道機関への情報提供であるプレスリリースを行った件数	1,308 件	R5 年度	1,500 件

9　関連個別計画一覧

基本方針1　子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
1　子どもの未来が輝くまちにします	大津市こども・若者支援計画	子ども・若者政策課	令和７年４月～ 令和12年３月
	大津市立幼稚園における３年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画	子ども・若者政策課	平成28年９月～
	第３期大津市いじめの防止に関する行動計画	児童生徒支援課	令和５年４月～ 令和11年３月
	第４期大津市教育振興基本計画・大津市教育大綱	企画調整課 教育総務課	令和７年４月～ 令和12年３月
2　心豊かに暮らせる、福祉が充実したまちにします	第９期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	長寿政策課	令和６年４月～ 令和９年３月
	おおつ障害者プラン（①大津市障害者計画②大津市障害福祉計画（第７期計画）・大津市障害児福祉計画（第３期計画））	障害福祉課	①令和６年４月～ 令和12年３月 ②令和６年４月～ 令和９年３月
	第４次大津市地域福祉計画・第６次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画	福祉政策課	令和４年４月～ 令和９年３月
	第３期大津市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第４期大津市国民健康保険特定健康診査等実施計画	健康推進課	令和６年４月～ 令和12年３月
3　生き生きと健康に過ごせるまちにします	健康おおつ21（第３次計画）・第４次大津市食育推進計画	保健総務課 衛生課	令和６年４月～ 令和18年３月
	第４期大津市保健医療基本計画	保健総務課	令和７年４月～ 令和13年３月
	大津市自殺対策計画	保健予防課	令和２年４月～ 令和９年３月
	大津市がん対策推進基本計画	健康推進課	令和７年４月～ 令和13年３月
	大津市新型インフルエンザ等対策行動計画	保健総務課	平成26年６月～
	大津市保健所健康危機対処計画（感染症編）	保健総務課	令和６年４月～
	大津市感染症予防計画	保健予防課	令和６年４月～
	大津市子ども読書活動推進計画（第四次）	生涯学習課	令和４年４月～ 令和９年３月
	大津市生涯学習推進計画（2022-2026）	生涯学習課	令和４年４月～ 令和９年３月
4　つながりを大切にし、共に支え合うまちにします	大津市協働のまちづくり推進計画改定計画	自治協働課	令和７年４月～ 令和11年３月
	おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）	人権・男女共同参画課	令和４年４月～ 令和９年３月
	大津市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	人権・男女共同参画課	令和６年４月～ 令和11年３月

基本方針2　自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
5　インバウンド観光で人が集い、にぎわうまちにします	第３期大津市観光交流基本計画	観光振興課	令和４年４月～ 令和８年３月
	大津市国際化推進大綱	MICE 推進室	平成 25 年３月～
	大津市 MICE 推進戦略	MICE 推進室	令和４年４月～ 令和８年３月
6　自然豊かな景観を守り育て、自然と共生するまちにします	大津市森林整備計画	農林水産課	平成 30 年４月～ 令和 10 年３月
	第４次大津市緑の基本計画	公園緑地課	平成 30 年4月～ 令和 15 年３月
	大津市環境基本計画（第３次）	環境政策課	令和４年４月～ 令和 13 年３月
	大津市生活排水対策推進計画	環境政策課	平成 23 年４月～
7　悠久の歴史と文化を大切にし、次代に継承します	第２次大津市景観計画	都市計画課	令和７年 11 月～
	古都大津の風格ある景観をつくる基本計画	都市計画課	平成 16 年４月～
	びわこ東海道景観基本計画	都市計画課	令和３年３月～
	大津市歴史的風致維持向上計画	都市計画課	令和３年４月～ 令和 13 年３月
	大津市歴史文化基本構想	文化財保護課	令和元年 12 月～
8　スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします	大津市スポーツ推進計画	スポーツ課	平成 28 年４月～ 令和８年３月
	第３次大津市文化振興計画	文化振興課	令和４年９月～ 令和９年３月

基本方針3　安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
9　安心、安全に暮らすことのできるまちにします	大津市地域防災計画	危機・防災対策課	昭和40年10月～
	大津市水防計画	危機・防災対策課	昭和40年10月～
	大津市国民保護計画	危機・防災対策課	平成19年2月～
	大津市危機管理基本計画	危機・防災対策課	平成22年8月～
	大津市業務継続計画	危機・防災対策課	平成28年10月～
	大津市災害時受援計画	危機・防災対策課	平成30年3月～
	大津市国土強靭化地域計画	危機・防災対策課	令和2年4月～ 令和7年3月
	大津市地籍調査事業計画	路政課	平成26年4月～
	大津市既存建築物耐震改修促進計画	建築指導課	平成28年4月～ 令和8年3月
	第11次大津市交通安全計画	自治協働課	令和3年4月～ 令和8年3月
	湖都大津・新水道ビジョン 重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略室	令和7年4月～ 令和19年3月
	大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略室	令和7年4月～ 令和19年3月
	大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）	経営戦略室	令和7年4月～ 令和19年3月
10　コンパクトで質の高い持続可能なまちにします	大津市都市計画マスタープラン	都市計画課	平成29年4月～ 令和14年3月
	大津市立地適正化計画	都市計画課	令和3年4月～ 令和14年3月
	大津市地域公共交通計画	地域交通政策課	令和3年4月～ 令和8年3月
	大津市バリアフリー基本構想	地域交通政策課	令和7年4月～
	大津市道路網整備計画	道路建設課	令和5年4月～ 令和30年3月
	大津市橋梁長寿命化修繕計画	道路インフラ保全室	平成26年4月～
	大津市公営住宅等長寿命化計画	住宅政策課	令和3年4月～ 令和13年3月
	大津市地域住宅整備計画	住宅政策課	令和7年4月～ 令和12年3月
	大津市住宅マネジメント計画	住宅政策課	平成29年4月～ 令和9年3月
	マンション管理適正化推進計画	住宅政策課	令和5年4月～ 令和15年3月
	大津市空家等対策計画	住宅政策課	平成30年4月～ 令和10年3月
	大津市住生活基本計画	住宅政策課	令和9年4月～ 令和19年3月
11　経済が活性化し、元気なまちにします	大津市中小企業・小規模企業振興ビジョン	商工労働政策課	令和4年4月～ 令和14年3月
	大津農業振興地域整備計画	農林水産課	平成30年9月～
	大津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	農林水産課	平成26年1月～
	大津市農業振興ビジョン	農林水産課	平成29年4月～ 令和11年3月

基本政策	計画名称	所管課	計画期間
12　再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物減量推進課	令和４年４月～ 令和13年３月
	第10期分別収集計画	廃棄物減量推進課	令和５年４月～ 令和10年３月
	第４期循環型社会形成推進地域計画	廃棄物減量推進課 環境施設課	令和５年４月～ 令和10年３月
13　徹底した行財政改革を進め、確かな都市経営を進めます	大津市中期財政フレーム	財政課	令和７年４月～ 令和12年３月
	大津市徴収対策指針	収納課	(予定)令和７年度～
	大津市公共施設等総合管理計画	行政改革推進課	平成28年８月～ 令和25年３月
	大津市行政改革プラン2025 (行政改革大綱・改革実行プラン)	行政改革推進課	令和７年４月～ 令和11年３月
	大津市DX戦略	DX推進室	令和６年４月～ 令和11年３月

10　用語解説

あ行

アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、支援につながるように積極的に働きかける取組。
空き家バンク	空き家の有効な活用を促進し、定住の促進によって地域の活性化を図ることを目的に、空き家の所有者等が売却又は賃貸を希望する空き家に関する情報を登録する制度。
空家法	空家等対策の推進に関する特別措置法の略。適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用促進のため、国などにおいて講ずべき措置を定めた法律。
あんしん長寿相談所	地域において、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援業務、地域づくり等の機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。本市では、「あんしん長寿相談所」という愛称で呼んでいる。
生きる力	社会を生きるために必要となる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力。
いじめ	いじめ防止対策推進法おいては、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
移住	生まれ育った地域や生活をしている地域から別の地域へ移り住むこと。
いのちをつなぐ相談員	市内救急告示病院からの依頼により、自殺未遂者を支援する専門の相談員。
インキュベーション施設	ベンチャー企業などの起業家の育成を目的にした研究開発型の期限付賃借オフィススペースなどの施設。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドを、訪日外国人旅行又は訪日旅行という。
雨水渠	公共下水道の計画区域内で、雨水を排除するための専用の水路。
おおつ学	大津に関する学習を通して、地域への関心を高め、地域を愛する心を育み、地域づくりに貢献する人（大津人（おおつびと））を育てることを目的とした講座。
おおつ子育てアプリとも☆育	市内の子育て施設の情報や子育てイベント、健診や予防接種のお知らせ等、子育てに関する情報を確認することができるアプリ。
大津三大祭	山王祭（4 月、場所：日吉大社・坂本一帯、市指定無形民俗文化財）、船幸祭（8 月、場所：建部大社・唐橋・瀬田川周辺）、大津祭（10 月、場所：天孫神社一帯、国指定重要無形民俗文化財）のこと。

大津百町	現在の大津市中心市街地（大津駅～びわ湖浜大津周辺）は、古くから琵琶湖の水運と東海道、北国街道（西近江路）が交差する交通の要衝であったことから、江戸時代に人や物資、情報が行き交う宿場町・港町・門前町として栄え、100 もの町を形成し、人口 18,000 人を超える東海道屈指の都市として発展を遂げた。この都市のにぎわいぶりは、「大津百町」という言葉で表現された。
大津まちなか大学	本市の魅力ある歴史、文化を次世代へ継承していくために、まちづくりの中核を担う人材を育成することを目的として、開設された市民を対象とする講座。「大津百町おもてなし学部」と「大津祭学部」で構成される。
オープンデータ	誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができる、公開されたデータ。公開方法としては、WEB サイト上におけるデータ集約・公開等を行う、オープンデータポータルサイトがあり、本市においても「大津市オープンデータポータルサイト」がある。
オレンジリングフォーラム	認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症当事者や家族の社会参加を促すとともに、認知症を正しく知ることで、知らないことによる不安感や負担感を軽減することを目的としたイベント。オレンジリングとは、認知症サポーター養成講座を受講した人に配布される、認知症を支援する目印を指す。
温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

か行

カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引くことにより、排出量を実質的にゼロにすること。
介護予防	要介護状態や要支援状態となることの予防、又はそのような状態の軽減や悪化の防止。
回遊型コラボレーション事業	市内の文化施設等でイベントを開催する同時期に、対象施設を巡るスタンプラリーを行うことにより、人の流れをつくり、文化の力でにぎわいを生み出す事業。
学校評価	学校の計画に基づいて実践される教育活動がどの程度機能しているか評価すること。その結果から成果や課題を明確にし、改善を進め、教育活動の充実につなげるもの。
学校夢づくりプロジェクト、学校夢づくり＋（プラス）	子どもたちの思いをもとに、地域・学校が力を合わせて創意工夫を凝らした夢のあるプロジェクトに取り組み、児童・生徒が主体的に学び、心豊かに生きていくことができる力の育成を目指すプロジェクト。学校夢づくり＋（プラス）は、作家やトップアスリート等との交流を通じて、子どもたちが自分らしい生き方や夢を実現するための力の育成を目指すプロジェクト。
環境人（かんきょうびと）	地域・地球環境、人と自然、人と社会環境の関係について自ら関心を持ち、認識を深め、主体性をもって責任ある行動を実践する人。
観光消費額	客数×単価等によって算出される観光に関する消費金額。
官民連携	官民がそれぞれの特性を生かし公共事業等を実施する手法。

管理計画認定制度	マンションの管理組合が作成した管理計画を市に申請し、一定の基準を満たしている場合、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けられる制度。
起業経営スクール	市内での起業に関する支援を行う講座等の事業。
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律においては、傾斜度が 30 度以上ある土地。
救命率	心肺停止となった傷病者のうち、目撃がありかつその原因が心原性であった人の1か月後の生存率。
行財政改革	社会経済状況の変化に対応して、行政組織の効率化と経費削減を行いながら、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)を最大限効果的に活用して行政運営を行っていくための取組。
業務継続計画(BCP)	大規模災害等の発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、適切に業務が継続できるよう優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
景観アドバイス制度	周辺景観に大きく影響を与える建築物や工作物の建設等について、地域や周辺のまちなみに沿った良好な景観を導くため、デザインや緑化計画についてアドバイスを行う制度。
経常収支比率	市税や地方交付税など毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。本市では、健康寿命の指標として「日常生活動作が自立している期間の平均」としている。
減災	事前の対応を重視し、できることから計画的に取り組んで、災害による被害の軽減を図ること。
健全化判断比率	地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた、実質赤字比率(一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの)、連結実質赤字比率(公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの)、実質公債費比率(地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの)、将来負担比率(地方公共団体の借入金等現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの)の 4 つの財政指標。
後期高齢者医療制度	高齢者の医療の確保に関する法律により定められる、平成 20 年度から始まった日本国内に住む 75 歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74 歳)で一定の障害がある者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。

公共施設マネジメント	公共施設の老朽化に伴う費用の増加や、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの変化など、公共施設を取り巻く環境の変化や課題に対応し、将来にわたり持続可能な行財政運営を進めるために公共施設を適切かつ総合的、計画的に管理運営していくための取組。
広聴	行政機関などが広く一般の人の意見や要望などを聴くこと。
校内ウイング	不登校になる前の早い段階で、欠席しがちであったり欠席が長く続いたりする児童生徒等を対象に、自分に合ったペースで学習や生活ができるように支援を行うため、令和 6 年度から市立小中学校に設置した校内教育支援センター。
合理的配慮	障害のある人が他の人と平等に人権を享受し行使できるよう、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
国民スポーツ大会	日本で毎年開催されるスポーツの祭典。実施競技によって 1-2 月の冬季大会と 9-10 月の本大会とがあり、昭和 21 年(1946)に第 1 回大会が近畿で開かれて以降、各都道府県が持ち回る方式で開催されている。大会の在り方はスポーツ基本法で位置付けられており、日本スポーツ協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われる。令和 5 年(2023)までは、「国民体育大会」の名称で実施されてきた。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
古都保存法	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の略。大津や京都、奈良など、昔、都が置かれていた土地で歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地の状況を「歴史的風土」と捉え、これを後世に引き継ぐべき国民共有の文化的資産として適切に保存するため、国などにおいて講ずべき措置を定めた法律。本市においては平成 15 年 10 月に全国 10 番目の古都に指定された。
子どもの最善の利益	「その子どもにとって最もよいこと」を指し、児童の権利に関する条約における原則となる考え方で、子どもに関わる全ての措置をとるに当たって主として考慮され、保護者等の基本的な関心事項となるもの。
個別避難計画	災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)一人一人に対して、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、主に、どこに避難するか「避難先」、誰が避難を支援するか「避難支援実施者」、どのように避難するか「避難方法(手段)」について、あらかじめ決めておく避難のための計画。
コミュニティ・スクール	学校と家庭や地域が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進めるための仕組み。
コンベンション	政府や国際機関、自治体、産業団体等が開催する大規模な会議や集会。

さ行

再資源化	紙・鉄くず・アルミニウム・ガラス・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。
再生可能エネルギー	エネルギー供給構造高度化法で規定されている「非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス。
財政力指数	全国の地方公共団体の財政力を同じ尺度で測るための指数で、普通交付税上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値で、いわば、ある団体について、標準的な税制の下での歳入が標準的な歳出を賄える比率を過去 3 年間平均したもの。この数字が 1 を超えていれば、その団体は、3 年間を通してみると、自分の団体の標準的な税収などで標準的な行政運営を行う財政力を有していることになる。
在宅医療・介護連携体制	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携する体制。
在宅療養	病気や障害があっても住み慣れた自宅等で医療や介護を受けながら暮らすこと。
里地里山	奥山自然地域（相対的に自然性の高い地域）と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。
産業化支援コーディネーター	市内の中小企業のサポートのために、新技術や新製品開発、商品化、販路開拓、創業、労務等様々な経営に関する相談に対応するコーディネーター。
産業競争力強化法	国内産業を中長期にわたる低迷から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため、「過剰規制」、「過小投資」、「過当競争」を是正し、我が国の産業競争力を強化することを目的とした法律。
三者協働	市民・市民団体（NPO や自治会、社会福祉法人、学校法人、公益財団法人など）、事業者、行政が、まちづくりの主体として自主的に行動し、互いに尊重し認め合い、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題解決や公共サービスを支えるために力を合わせて取り組むこと。本市では「大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例」を制定している。
ジェンダーアイデンティティ	自身の性別についての、ある程度の一貫性を持った認識。
事業者	個人で事業を営んでいる個人事業者から、大きな工場や卸・小売業を営む法人事業者、文化・学術・研究などの活動を市内で展開する事業体まで、市内で何らかの事業を行い、本市のまちづくりに関わる全ての事業者。
資源自律経済	汎用的な工業用品や消費財を含む、国際的な供給途絶リスクを可能な限りコントロールし、国内の資源循環システムの自律化、強靭化を図るとともに、国際競争力の獲得を通じて持続的かつ着実な成長を実現する経済の考え方。

自主防災組織	学区を単位とする学区自主防災組織と概ね自治会を単位とする地域自主防災組織の総称。災害発生時に自らの身は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」の理念の下、組織的活動を行う。
自主防犯活動団体	防犯の視点から安全なまちづくりに資する活動に自主的に取り組んでいる団体。
持続可能	「持続可能」という理念は、1987 年、国連の環境と開発に関する世界委員会(WCED)の最終報告書「地球の未来を守るために(Our Common Future)」(いわゆる「ブルントラント報告」)において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。
児童クラブ	児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る施設。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りを指す言葉。「郷土愛」「まち自慢」など、単に愛着を示す言葉とはニュアンスが異なり、「この都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「自分がこの都市の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。
姉妹都市・友好都市	文化交流や親善、技術、経済交流といった共通の目的を持って結びついた国際的な都市と都市。
市民センター	地域住民の福祉の増進や生活文化の向上、地域社会づくりの推進に寄与することを目的に小学校区ごとに設置されている施設。市民センターでは、支所業務(各種申請・届出など)のほか公民館・コミュニティセンター業務も行っている。
住宅セーフティネット	高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅。
受援計画	大規模災害時において、本市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための手順やその役割など受援に必要な体制をあらかじめ定めるため策定する計画。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
循環経済(サーキュラーエコノミー)	従来の 3R(廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再資源化)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。
浄水発生土	琵琶湖の水をくみ上げて、水道水を作る過程で発生する土であり、不純物を集めて乾燥させたもの。
消費生活相談窓口	国家資格を有する消費生活相談員が、消費生活に関する様々な相談を受け、迅速な解決を図る支援を行う窓口。
消防力	消防の責任を果たすために必要となる人員、車両・消防機械器具・装備及び水利施設等。

将来展望人口	今後の人口変化状況を踏まえるとともに、人口減少に歯止めをかける施策に取り組むことにより実現できると思われる本市の将来人口。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、食について考える習慣や食に関する知識、食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取組。
食品ロス	食べ残しや手つかず食品、過剰除去といった本来食べられるのに捨てられてしまう食品。
自立支援プログラム	生活保護を受給する世帯が就労支援を始めとした各種プログラムに取り組むことにより、経済的・精神的自立をし、生活保護から脱却することを目的とするもの。
人権擁護委員	国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティア。
スタートアップ	新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、急成長を目指す企業や組織。
スポーツ推進委員	スポーツ基本法第 32 条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者。
スマート自治体	人口構造の変化によって引き起こされる労働力が制約される状況においても、本来の自治体行政機能を発揮するため、AI やロボティクスによる自動処理を行い、これまで職員が手作業で実施していた業務プロセスの省略化を図ること。
スマート農林水産業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農林水産業。
性的指向	恋愛感情又は性的感情がどのような性別に向かうのかを示す概念。
成年後見制度	病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者を選び、本人を保護する制度。
全国障害者スポーツ大会	公益財団法人日本パラスポーツ協会を始め、文部科学省や都道府県・指定都市が主催し、毎年、国民スポーツ大会を開催した都道府県で開催される、全国的な障害者スポーツの祭典。
創エネルギー	各家庭でも太陽光発電やエネファーム(家庭用燃料電池)などを利用して、積極的にエネルギーを作り出していくという考え方。
創業支援等事業計画	産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者等と連携して行う創業支援等に関する計画。
総合防災情報システム	災害情報を地理空間情報として共有するシステム。
ソーシャル・インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念。

た行

脱炭素社会	温室効果ガスを実質ゼロにすることを目指す社会。
多文化共生	文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方。
多面的機能	農業・農村が持つ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な働き。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、保護者、NPO、企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動。
地域福祉	誰もが、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らしていくために、様々な主体（行政・事業者・NPO・ボランティア・住民など）が連携し、制度の充実とともに、人と人のつながりや協働を大切にすることで、自治と共生のまちをつくっていくこと。
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援を切れ目なく提供する体制。
地域防災力	地震や豪雨といった自然災害等による被害の発生を防ぎ、又は最小限にとどめる社会（地域）の力。自然災害等による危険性の把握、被害の未然防止対策の実行、災害発生後の応急対応や復旧・復興に対する準備・対策を推進する地域の力。
地域リハビリテーション	障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々と共に一生安全に、生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動。
地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンター。都道府県知事や政令指定都市・中核市等市長によって指定される。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。
地区防災計画	一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されたことにより、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正において「地区防災計画制度」が創設されている。
地産地消	主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費すること。
知徳体	「知」は確かな学力、「徳」は豊かな人間性、「体」は健康・体力のこと。
中山間地域	中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。
長寿命化	建物を将来にわたって長く使い続けるために、耐久性や機能等を向上させる改修を行うこと。学校施設では、施設の再生とあわせて教育環境の質的向上のための整備を行う。

チームとしての学校	校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、チームとして子どもの支援に当たる体制。
定住	一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと。
デジタル化	アナログ手法に依存していた業務プロセスを、デジタル技術を活用して自動化及び効率化すること。
デジタル技術	AI(人工知能)や IoT、ロボットなどの先端技術。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」というデジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2023 年度から 2027 年度までの 5 か年の KPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置付けたもの。
手続のオンライン化	行政機関に対する申請や届出を、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うことができるようにすること。
デマンド型乗合タクシー	目的地への送迎を行うタクシーに準じた利便性と乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。
テレワーク	勤労形態の一種。一般的に、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。
伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、港町、農漁村集落など周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを伝統的建造物群といい、これらを含む歴史的なまとまりをもつ地区を市町村が伝統的建造物群保存地区として決定し、保存を図る。国は市町村の申出に基づき、我が国にとって、その価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。
登録有形文化財建造物	50 年を経過した歴史的建造物について、所有者が自ら申請し、保存及び活用についての措置が特に必要とされるものを文部科学大臣が文化財として登録した建造物。近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られた制度であり、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の国や自治体による指定制度を補完するもの。
特殊詐欺	犯人が親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードの盗取や、犯人の口座への送金誘導を行う犯罪。
特別支援教育	幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、対象となる一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を伸ばせるように、日常生活動作の介助や学習上のサポートなど、適切な指導や支援を行うこと。
都市経営	経営とは、人、物、財、情報などを最適な組み合わせで管理し、合理的かつ効率的に目的の実現を目指すことであり、地方公共団体も 1 つの経営の主体であるとするもの。公共性の観点から限られた予算や人材等を効率的・効果的に、また、投資を適切に行うことで都市を運営し、市民福祉の向上に資する一連の行為。

な行

日本遺産	文化庁が認定する地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。点在する魅力にあふれる有形・無形の様々な文化財群を、「面」として総合的に活用し、発信することで、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図ることを目的としたもの。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞の働きが悪くなったために、記憶や判断力など認知機能に様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ 6 か月以上継続）。このうち 65 歳未満で発症した認知症を若年（性）認知症と呼ぶ。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーター。
熱心まちづくり出前講座	市民の下へ職員が出向き、行政の取組や職員の専門知識を生かして開催する講座。市民が市政に関する理解を深め、協働のまちづくりを目指すことが目的。
ノーマライゼーション	どのような障害があっても、障害のない人と同じように生活し、活動できる社会が本来の社会の姿であるという考え方。
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
働き・暮らし応援センター	障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。
発達支援	発達に課題のある子どもの育ちと、家族の子育てを支えること。保育所などの地域機関への支援（地域支援）も包含。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く高齢者・障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
パワーアップ・地域活動応援事業	地域の課題解決やまちの活性化を図るために実施する主体的なまちづくり活動に要する経費の一部を補助する事業。
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）。
福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。
プレコンセプションケア	男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。
プレスリリース	政府や自治体、企業等が行う、報道機関に向けた、情報の提供・告知・発表。

プロモーション	商品・サービスの認知度を高め、購買意欲を喚起するための広告・広報、営業活動等の販売促進活動。
文化情報ポータルサイト	地域の歴史や文化芸術に関する情報を集約して発信するサイト。
防災カルテ	大津市防災アセスメント調査結果(平成 16 年度)を基に、災害時に必要な情報を身近な地域(学区)ごとに作成し、各学区の特徴と防災上の注意点及び防災関連情報を分かりやすく取りまとめたもの。
防災協定	安全で安心できるまちづくりに向け、警察や行政、関係機関、関係団体、住民などが協力し合えるように取り決めを定めた防災上の協定。
防災士	「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高めることが期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者。
防災ナビ	避難情報などの防災情報をプッシュ通知し、現在地周辺の指定避難所・指定緊急避難場所・AED の設置場所等を表示することにより、災害時の避難行動を支援する本市の提供するアプリ。
母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭等の人が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、就労相談、就業支援講習会を実施、ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら求人情報の提供、離婚に関する相談(養育費など)などを実施する機関。
ほ場整備	農作業の省力化、効率化を図り生産性の向上を図るため、農地及び用排水路や農道を一体的に整備すること。

ま行

マネジメント	一般的には「管理」を意味する。様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法。

や行

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。 ※「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合のこと。

ら行

ライフステージ	人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階。
ライフライン	上下水道、ガス、電気、交通網等、人々の日常生活に必要不可欠なインフラ施設・設備の総称。

リカレント教育	一度学んだ内容を再度学び直す、さらに新しい知識やスキルを追加して学び続けることで、最新の情報や技術に適応できるようにするための教育。
リスクコミュニケーション	リスク評価やリスク管理を含むリスク分析の全過程において、消費者、事業者、行政機関などの関係者の間で相互に情報の共有や意見の交換をすること。
療育	発達に課題のある子どもとその家族に対して、個々の発達の状態や障害特性に応じて、発達の支援や将来の自立と社会参加を目指して行う支援。
レガシー	伝統、遺産。後世に引き継ぐべき文化などを指す。
歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき、「歴史的風致」の維持向上を目的に市町村が作成し、国からの認定を受ける、歴史まちづくりの事業計画。
歴史的風致維持向上計画の重点区域	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地にあって、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域。
歴史的風致形成建造物	重点区域内において、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物であって市町村が指定するもの。
レセプトデータ	診療報酬明細書のことであり、患者に対する診療や薬の処方内容などを記したデータ。
6 次産業化	農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行い、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方。
ワールドマスターズゲームズ2027関西	原則 4 年ごとに開催されるマスターズ世代を対象とした世界規模の国際総合スポーツ競技大会。2027年度のワールドマスターズゲームズは、関西にて開催予定である。

アルファベット・数字

BPR	ビジネス・プロセス・リエンジニアリング(Business Process Reengineering)の略。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組。
DMO	デスティネーション・マネジメント/マーケティング・オーガニゼーション(Destination Management/Marketing Organization)の略。観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
DX	デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。人口減少等の社会の劇的な変化に対して、デジタル技術やデータ等を活用し、これまでのサービスや組織の在り方に関する既成概念の変革を進めながら、新たな価値を創出するための改革。
EBPM	エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング(Evidence Based Policy Making)の略。エビデンス(合理的根拠)に基づき、より実効性の高い政策を立案すること。「エビデンスに基づく」とは、経験や勘に頼る方法ではなく、因果関係の深い客観的データ(統計・指標等)をとり、適切に分析して判断する手法を指す。
ESCO(エスコ)事業	エナジー・サービス・カンパニー(Energy Service Company)事業の略。施設の省エネルギー改修に要する経費を改修後の光熱水費の削減額で賄う事業。
GX	グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)の略。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に転換すること。
ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(Information and Communication Technology)の略。従来から使われている情報技術(IT=Information Technology)に代わる言葉として使われる。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。
LED	ライト・エミッティング・ダイオード(Light Emitting Diode)の略。寿命が長く、消費電力が少ないなどの特性を持ち、この特性を照明に利用しているのが LED 照明。
MICE(マイス)	企業が行う会議(Meeting)、報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う総会や学術集会・大会(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。
SDGs(エスディージーズ)	サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ(Sustainable Development Goals)の略。「持続可能な開発目標」を意味し、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標・169 のターゲットから構成されている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略。インターネット上で、社会的ネットワークを構築し、人と人とのつながりを促進するサービス。
3R	リデュース(ものを大切に扱い、ごみを減らすこと)、リユース(使えるものは繰り返し使うこと)、リサイクル(ごみを資源として再び利用すること)の 3 つの英語の頭文字「R」をとったもの。

大津市ロゴマーク

他都市や世界へ向けた大津市のイメージアップやブランディング、また、市民との協働のまちづくりへの意識・一体感の醸成を図るため、新たな総合計画の策定を契機に、オリジナルの大津市ロゴマークを製作。

大津市とまちづくりにおける協力協定を締結している成安造形大学に協力を求め、学生から作品を募る中で選考され、平成 28 年に稲垣 夏希さんがデザインされた作品を採用している。

大津市ロゴマークのコンセプト

『水』と『縁』

大津は『水』のまちであり『縁』のまちである。この 2 つの言葉をキーワードに作成。

『水』のまち

波や水滴の形や色味などに『水』を象徴する要素を多く取り入れている。
大津には日本一大きな湖の「びわ湖」という大変恵まれた財産がある。豊かな『水』が自然をつくり、そこに人が集まりそして歴史が作られてきた。

『縁』のまち

このマークは、大津の人々により培われてきた『縁』を象徴している『円』で全て構成されている。大津は、江戸時代には東海道最大の宿場町として多くの人々が出会い、つながりを持つ街だった。現在は大津市民憲章に「あたたかい気持ちで旅の人を迎えましょう」と掲げられているように、『縁』を大切にする気持ちが受け継がれている。

大津市総合計画

第 3 期実行計画

2025ー2028

【発行】大津市（政策調整部 企画調整課）
〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号
TEL：077-523-1234（代表）

OTSU
大津市